

第 10 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成26年3月12日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 10 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成26年3月12日（水曜日）

午前9時59分開議
 午前11時38分休憩
 午後0時40分開議
 午後1時52分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第41号 平成26年度熊本県一般会計予算
- 議案第46号 平成26年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち
- 議案第47号 平成26年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち
- 議案第52号 平成26年度熊本県流域下水道事業特別会計予算
- 議案第86号 熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①新熊本県建設産業振興プラン・アクションプログラム(後期)案の概要について
- ②平成25年度熊本県発注工事に係る賃金実態調査の結果について
- ③熊本県用地取得加速化パッケージについて
- ④熊本県道路公社が管理する松島有料道路の通行料金について
- ⑤一般国道445号道路管理瑕疵事故に係る裁判について
- ⑥瀬戸石発電所(瀬戸石ダム)の水利使用許可更新に係る知事意見などについて
- ⑦路木ダム裁判について
- ⑧熊本県住宅供給公社の解散について

出席委員（7人）

委員長 内野 幸喜
 副委員長 杉浦 康治
 委員 堤 泰宏
 委員 城下 広作
 委員 佐藤 雅司
 委員 池田 和貴
 委員 松岡 徹

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 船原 幸信
 政策審議監 佐藤 伸之
 河川港湾局長兼
 土木技術審議監 渡邊 茂
 道路都市局長 猿渡 慶一
 建築住宅局長 生田 博隆
 監理課長 成富 守
 用地対策課長 立川 優
 土木技術管理課長 西田 浩
 道路整備課長 手島 健司
 首席審議員兼
 道路保全課長 増田 厚
 都市計画課長 平尾 昭人
 下水環境課長 軸丸 英顕
 審議員兼河川開発室長 村上 義幸
 港湾課長 松永 信弘
 砂防課長 古澤 章吾
 建築課長 坂口 秀二
 営繕課長 田邊 肇
 住宅課長 平井 章

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上野 弘成
 政務調査課主幹 福田 聖哉

午前9時59分開議

○内野幸喜委員長 それでは、ただいまから第10回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に4名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

それでは、本委員会に付託されました議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるため着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、船原土木部長に総括説明をお願いします。

○船原土木部長 今回の定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、平成26年度当初予算関係議案4件、条例等関係議案1件でございます。

まず、平成26年度当初予算の概要について御説明いたします。

一般会計の予算額としましては、879億3,785万4,000円、対前年度比103.6%を計上しております。

特別会計につきましては、港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計及び流域下水道事業特別会計の3つの特別会計がございますが、合計で63億1,865万円、対前年度比82.7%を計上しております。

土木部の一般会計及び特別会計を合わせました予算総額は、942億5,650万4,000円を計上しており、対前年度比は101.9%となります。

平成26年度、土木部においては、新4カ年戦略の折り返しの年度であることを踏まえ、取り組みの「加速化」、成果の「見える化」、施策の「核心を突く」という3つの視点で事

業を重点的に展開するとともに、熊本広域大水害からの創造的な復旧・復興も着実に進めてまいります。

1点目は、新4カ年戦略の折り返しの年度の重点的な展開について御説明いたします。

まず、百年の礎を築くでは、3月22日に九州中央自動車道の嘉島ジャンクションから小池高山インターチェンジ間が、また3月29日には九州縦貫自動車道宇城氷川スマートインターチェンジが開通いたします。九州の中心に位置する本県の地理的特性を踏まえ、引き続き九州中央自動車道や南九州西回り自動車道、中九州横断道路、有明海沿岸道路(Ⅱ期)などの幹線道路ネットワークの整備促進と大矢野バイパスや本渡道路など、熊本天草幹線道路の整備に取り組みます。また、これまで整備を進めてきましたJR鹿児島本線の連続立体交差事業については、来年度末までに上熊本駅から熊本駅までの約6キロのうち4キロの高架化を完了させます。

アジアとつながるでは、フードバレー構想の実現など県南地域の振興につなげるため、八代港の大型ガントリークレーンの整備に着手するとともに、都市計画道路南部幹線の整備に着手いたします。

安心を実現するでは、法改正により耐震診断を義務づけられた大規模建築物の耐震診断に対する助成制度を創設し、緊急かつ集中的に支援いたします。

活力を創るでは、技術者、技能労働者の高齢化や若年入職者の減少などを抱える建設産業の振興策としまして、イメージアップ戦略や技術者等の研修、資格取得への財政支援などに積極的に取り組むこととしております。

2点目は、熊本広域大水害からの復旧・復興の取り組みについてでございます。まず、2月末の県の繰越及び現年分合わせました工事発注率は、12月末に比べまして4.1%増の93.5%になっております。

次に、白川改修事業に伴う熊本市工区の家

屋移転に係る契約状況でございますが、対象家屋240戸中、2月末時点で9割を超える223戸の方々と契約するとともに、一部掘削などに着手しております。黒川については、内牧の河川改修に着手するとともに、地区代表者や学識経験者などを委員とする協議会等で、治水対策の方向性及び計画案について御了解をいただいているところでございます。

次に、阿蘇・菊池の土砂災害への対応については、災害関連緊急砂防事業17カ所で早期完成を目指して全力で工事に取り組んでおり、今月末には3カ所が竣工予定であります。他の14カ所については、全て梅雨時期までの竣工を目指して鋭意取り組んでおります。

さらに、砂防激甚災害対策特別緊急事業30カ所のうち5カ所については、平成26年度中に竣工予定であります。残る箇所は、平成27年度完了を目指して取り組んでまいります。

また、緊急避難道路の機能をあわせ持つ県道内牧坂梨線の整備や河川の激甚災害対策特別緊急事業なども着実に取り組んでまいります。

以上が平成26年度の土木部の主な施策でございます。

次に、条例等関係議案につきましては、条例の改正として、熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、1件の御審議をお願いしております。

その他報告事項につきましては、新熊本県建設産業振興プラン・アクションプログラム（後期）案の概要についてなど8件を御報告させていただきます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

今後とも、各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 次に、付託議案について関係課長から順次説明をお願いします。

なお、その他報告事項7の路木ダム裁判については、議案第41号の平成26年度一般会計予算に関連していますので、河川課分の予算説明時にあわせて説明をお願いしたいと思います。

○成富監理課長 監理課でございます。

最初に、資料の確認をお願いします。

今回は、建設常任委員会説明資料、熊本県都市公園条例、新規及び主要事業一覧、公共事業等費用負担調書の4冊を準備しておりますが、新規及び主要事業一覧と公共事業等費用負担調書については参考としてお届けしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

また、その他報告事項としまして8件の報告資料を準備しております。

それでは、お手元の建設常任委員会説明資料により御説明させていただきます。建設常任委員会説明資料の1ページをお願いします。平成26年度当初予算資料でございます。

土木部の当初予算総額は、最上段の右端の合計欄に記載しておりますとおり、942億5,650万4,000円で、対前年度比101.9%となっております。

その内訳としましては、左から一般会計の普通建設事業につきましては、補助事業は47億1,188万3,000円、県単事業は174億5,688万1,000円、直轄事業は96億3,733万4,000円となっております。

次に災害復旧事業につきましては、補助事業が23億843万9,000円となっております。

投資的経費計としまして781億1,453万7,000円で、対前年度比104.5%となっております。

次に消費的経費につきましては、98億2,331万7,000円で、対前年度比97.2%となってお

ります。

一般会計計としまして879億3,785万4,000円で、対前年度比103.6%となります。

次に、その右の特別会計につきましては年間所要額を計上しておりますが、港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計及び流域下水道事業特別会計の3つの特別会計の合計としまして、投資的経費は13億5,780万円となっております。

また、その右側の消費的経費は、49億6,085万円となっております。

合わせまして、特別会計計ですが、63億1,865万円となります。

次に、2ページをお願いします。平成26年度予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、各課ごとの本年度当初予算額、前年度当初予算額、比較増減額及び右側に本年度当初予算額の財源内訳を記載しております。

表の最下段の土木部合計の欄でございますが、国支出金が277億6,231万9,000円、地方債が385億5,880万円、その他が157億3,585万6,000円、一般財源が121億9,952万9,000円となっております。

以上が、土木部全体の予算額の状況でございます。

次に、3ページをお願いします。

このページ以降、各課の当初予算の詳細を記載しております。

監理課の予算につきまして、主なものについて御説明させていただきます。

まず2段目の、職員給与費でございます。職員の給与費につきましては、2月補正予算と同様に職員給与費または事業費の職員給与費として、5ページ以降全ての課に出てまいりますので、監理課から代表して説明させていただきます。各課からの説明は割愛させていただきます。

監理課関係分としましては、5億904万9,000円を計上しておりますが、土木部全体では

記載しておりませんが、60億256万7,000円を計上することとなります。

次に4段目の管理事務費でございますが、4,021万円を計上しております。これは宮城県等からの要請に基づく職員の派遣に伴う代替職員の確保等に要する経費でございます。

なお、前年度より3,278万円の減は、宮城県等への派遣人数を9名から5名にしたことに伴うものでございます。

次に6段目の、公物・広告物管理指導費でございますが、4,898万5,000円を計上しております。これは、各地域振興局土木部及び熊本土木事務所所管の公物・広告物管理指導員25名に要する経費でございます。

4ページをお願いします。

1段目の管理運営費でございますが、5万3,000円を計上しております。これは、球磨地域振興局土木部資材倉庫の敷地借り上げに要する経費でございます。なお、前年度より2,547万8,000円の減は、今年度に熊本土木事務所の耐震改修が終了することに伴うものでございます。

最後に、一番下の項目の建設産業支援事業費でございます。4,195万4,000円を計上しております。これは、平成26年3月に策定予定の新熊本県建設産業振興プラン・アクションプログラム(後期)に基づいて実施する建設業者等への各種支援に要する経費でございます。

具体的内容につきましては説明欄に記載しておりますが、新規事業として、どぼくま新聞の年2回発行など建設産業のイメージアップ戦略に要する経費、若年技術者や技能労働者の育成のための建設業者等が従業員の資格取得や研修に要する費用の支援に要する経費、また災害時の支援活動を実施する建設業者への建設機械購入資金の利子の一部助成に要する経費を計上しております。

以上、監理課の一般会計予算額は、合計で7億7,083万4,000円でございます。御審議の

ほどよろしく申し上げます。

○立川用地対策課長 用地対策課でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

土木総務費といたしまして8,932万4,000円を計上いたしております。

まず3段目の収用委員会費でございますが、1,380万4,000円を計上しております。これは、収用委員会委員7名の報酬並びに収用委員会運営経費でございます。収用申請案件の鑑定料の見込み減により、減額しております。

次に4段目の登記事務費でございますが、これは過年度に取得した用地の登記促進に要する経費です。

次に5段目は、土地収用法等の事務に要する経費です。

以上、一般会計予算額の合計は、最下段の8,932万4,000円でございます。

用地対策課は、以上でございます。

○西田土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

次の、資料の6ページをお願いいたします。主なものについて御説明いたします。

上から3段目ですが、土木業務推進費として2,815万4,000円を計上しております。これは、土木職員の技術力向上を図るため、建設技術センターが実施しております研修への参加者負担金及び同センターに対して研修計画の作成業務を委託する経費などでございます。

また、説明欄の一番下に記載のとおり、26年度は建設技術センターの施設整備に要する経費として842万1,000円を計上しております。これは、同センターで保管しておりますPCBを含有する機器を安全に処理・更新するための費用及び公共下水道の受益者負担金でございます。

左に戻っていただきまして5段目ですが、土木行政情報システム費として7,865万9,000円を計上しております。これは、土木部における工事の発注や管理に要するさまざまなシステムの維持費で、内訳は説明欄に記載のとおり土木積算システム1,640万4,000円、工事進行管理システム2,406万円、電子納品・情報交換共有システム3,674万4,000円などとなっております。

最下段でございますが、土木技術管理課計で2億2,692万6,000円となります。

土木技術管理課は、以上でございます。

○手島道路整備課長 道路整備課でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料の7ページをお願いいたします。

3段目の、国直轄事業負担金といたしまして、48億1,191万7,000円を計上しております。これは、九州中央自動車道及び国道3号や国道57号の整備など、国直轄事業の道路事業に関する県負担金でございます。

4段目の道路管理費でございますが、218万4,000円を計上しております。内訳は、右の説明欄に記載しておりますように、道路公社職員の共済費負担金と各種協会等負担金でございます。

次に、下から2段目の道路改築費でございますが、地域高規格道路の整備に要する経費といたしまして24億700万円を計上しております。内訳は、熊本天草幹線道路の国道266号大矢野バイパス及び国道324号本渡道路の経費でございます。

次に、最下段の単県道路改築費でございますが、30億1,370万円を計上しております。内訳は、右の説明欄にございまして単県道路改築費として県道内牧坂梨線ほか92カ所、また熊本広域大水害を教訓とした避難路構築事業として、津留柳線ほか6カ所でございます。

続きまして、8ページをお願いします。

1段目の地域道路改築費でございますが、92億1,649万5,000円を計上しております。内訳としましては、五木振興が国道445号に1億4,900万円、国道が国道324号知十橋のかけかえほか17カ所について36億9,520万円を、県道が堂園小森線ほか75カ所について53億7,229万5,000円を計上しております。

また、説明欄にございますように、債務負担行為の設定をお願いしております。南小国上津江線の中原トンネルの工事でございますが、平成27年度から28年度までの2カ年間、合わせて5億5,000万円を限度額とします債務負担行為の設定をお願いしております。

続きまして、2段目の道路計画調査費といたしまして750万円を計上しております。これは、地域高規格道路としての整備を検討すべき路線区間に関する調査等を実施するものでございます。

次に3段目の、単県幹線道路整備特別事業費でございますが、5,690万円を計上しております。これは、熊本天草幹線道路、熊本阿蘇幹線道路の2路線を重点的に整備するための事業費でございます。

次に4段目の、道路施設保全改築費（橋りょう補修分）でございますが、16億7,640万円を計上しております。これは、震災対策や老朽化した橋梁の補修・補強等のための事業費で、国道266号不知火跨線橋ほか66カ所の整備の費用でございます。

最後に、単県橋りょう補修費でございますが、5億8,160万円を計上しております。これは、比較的小規模な橋梁の補修・補強等のための事業費で、国道266号新松合橋ほか59カ所の整備の費用でございます。

道路整備課計でございますが、平成26年度当初予算額といたしまして、本年度予算額の欄のとおり合計で222億1,796万円となります。

続きまして、9ページをお願いします。

2段目の、地方道路整備臨時貸付金元金で

ございますが、平成20年度借入分の償還金として1億3,154万円を計上しております。ちなみに、この貸付金は地方公共団体の財政負担軽減と平準化を図るため、道路事業の地方負担の一部に対して無利子で貸し付けを行う制度でございます。

道路整備課は、以上でございます。よろしくをお願いします。

○増田道路保全課長 道路保全課でございます。

主な項目について説明します。説明資料の11ページをお願いいたします。

まず1段目の、道路橋りょう総務費として12億4,492万1,000円を計上しています。このうち3段目の道路管理費は、右の説明欄に記載のとおり各種の道路管理事業や道路調査事業などの経費として2,457万7,000円を計上しています。

次に、下から4段目の道路維持費として51億2,920万7,000円を計上しています。内訳として、下から3段目の単県道路災害防除費は、自然災害を未然に防止する対策費用として9億9,954万2,000円を計上しています。

また、下から2段目の単県道路修繕費は、道路パトロールや街路樹等の植栽管理、除草などを行うための費用として32億8,803万6,000円を計上しています。

そして、最下段のやさしい道づくり事業費は、歩道整備や交差点改良、道路案内標識の整備などを行うための費用として、3億5,000万円を計上しています。

12ページをお願いいたします。

1段目の、単県沿道環境整備事業費は、主要観光地へのアクセス道路の沿道景観を改善する費用として、5億4,000万円を計上しています。

続きまして、2段目の道路新設改良費ですが、88億5,276万9,000円を計上しています。

内訳として、3段目の道路舗装費は単県事

業でありまして、舗装補修事業、側溝整備事業、旧道移管事業などを行うための費用として、18億5,800万円を計上しています。

次に4段目の、道路施設保全改築費は、道路災害防除事業、交通安全施設等整備事業、舗装補修事業などを行うための費用として、73億288万5,000円を計上しています。

いずれの事業も、事業箇所は右の説明欄に記載のとおりです。

以上、最下段に示すとおり、道路保全課の平成26年度当初予算総額は、152億2,689万7,000円となります。

道路保全課の説明は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○平尾都市計画課長 都市計画課でございます。

資料13ページをお願いいたします。都市計画課の当初予算につきまして、主なものを御説明いたします。

上から3段目の景観整備費でございますが、4,839万3,000円を計上しております。これは、緑化景観対策事業や民間施設緑化推進事業などを行うものでございます。

上から5段目の都市計画総務費でございますが、40億1,180万4,000円を計上しております。その主な内訳といたしましては、最下段の公園維持費で1億6,560万8,000円を計上しておりますが、これはテクノ中央緑地、本妙寺山緑地及び水俣広域公園の指定管理者への委託費等でございます。

14ページをお願いいたします。

上から2段目の都市交通調査費でございますが、熊本都市圏における将来の総合的な都市交通計画を策定するための検討に要する経費1億300万円を計上しております。

上から5段目の都市計画調査費でございますが、これは主に都市計画の変更決定に向けた調査検討を行うための経費6,500万円を計上しております。

次の段の連続立体交差事業費でございますが、JR鹿児島本線等の高架工事の促進のため34億7,000万円を計上しております。

下から2段目の街路事業費でございますが、6億8,164万1,000円を計上しております。このうち最下段の単県街路促進事業費1億364万1,000円は、荒尾海岸線ほか3カ所を予定しております。

15ページをお願いいたします。

1段目の街路整備事業費5億9,600万円は、荒尾海岸線ほか2カ所を予定しております。

その下の段の都市公園費でございますが、都市公園整備事業費に14億6,380万7,000円を計上しております。その主なものは、説明欄に記載しておりますが、鞠智城の国営公園化を推進する鞠智城公園推進事業費に3,140万円、鞠智城国営公園化PR事業として2,000万円、既設都市公園の整備を行う都市公園整備事業費に5億340万7,000円、地域の元気基金を活用して都市公園の整備を行う単県都市公園利用促進事業に8億2,800万円、沿道景観の整備向上を図る沿道景観緑化推進事業費に2,000万円を予定しております。

以上、都市計画課は、最下段のとおり合計63億6,087万5,000円を計上させていただいております。

都市計画課は、以上でございます。

○軸丸下水環境課長 下水環境課です。

まず、一般会計から主なものにつきまして御説明いたします。委員会資料の17ページをお願いいたします。

上から2段目、公害防止指導費として2,826万2,000円を計上しております。このうち説明欄2行目の、生活排水適正処理重点推進事業2,500万円は、整備した下水道等への接続を促進するため、県民への接続経費助成制度を新設・拡充する市町村に対して、その費用の一部を補助するものです。

上から4段目、一般廃棄物等対策費として3億4,854万円を計上しております。このうち説明欄の一番上、浄化槽整備事業2億5,562万円は、浄化槽整備を行う個人や市町村に対する県費補助でございます。

また、説明欄の一番下生活排水処理施設整備事業9,171万3,000円は、県有施設における合併処理浄化槽の整備を行う経費であり、これによって全ての県有施設における必要な合併処理浄化槽整備を完了いたします。

次の18ページをお願いします。

最上段の農業集落排水施設整備推進費3,201万3,000円は、農業集落排水事業を実施する市町村に対して、事業の翌年度に事業費の6.5%を県費で補助する事業で、2段目の団体営農業集落排水事業費1億6,960万円は、市町村が実施する農業集落排水施設整備に対する国からの交付金を一旦県が受け入れて再交付するものでございます。

6段目には、漁業集落排水整備事業費として4,325万円を計上しております。内訳は、説明の上段に記載の漁業集落排水施設整備後年度交付金195万円が漁業集落排水事業実施市町村に対して事業の翌年度に事業費の6.5%を県費補助するもので、漁業集落排水施設整備事業費4,130万円は国からの交付金を一旦県が受け入れて実施市町村に再交付するものです。

次に19ページをお願いいたします。

上から4段目の、流域下水道事業特別会計繰出金3億7,222万6,000円は、流域下水道特別会計における公債費等の財源充当のための繰出金です。

以上、一般会計の合計は、最下段に記載のとおり11億722万9,000円となります。

次に、流域下水道事業特別会計について御説明いたします。委員会資料の20ページをお開き願います。

県では3カ所の流域下水道事業に取り組んでおりますが、まず熊本市、合志市、菊陽町

を対象とする熊本北部流域下水道の事業といたしましては、3段目に下水処理を継続して行うための管理費として9億1,235万3,000円を計上し、下から3段目には、終末処理場の増設及び改築等を行うための建設費交付金事業として8億3,450万円を計上しております。

なお、説明欄記載のとおり処理場内の水処理施設建設工事につきまして、平成27年度に限度額9億2,100万円の債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、あさぎり町など上球磨の4町1村を対象とする球磨川上流流域下水道につきましては、最下段に管理費を2億3,152万7,000円計上しております。21ページの3段目には建設費交付金事業として1億2,200万円を計上しております。

これにより、処理場の長寿命計画に基づく改築更新及び耐震診断に基づく耐震対策の実施を予定しております。

なお、場内水処理施設の工事に関しまして、平成27年度に2億700万円の債務負担行為の設定をお願いしております。

さらに、八代市、宇城市及び氷川町を対象とする八代北部流域現在につきましては、上から5段目に管理費として2億3,137万5,000円を計上しております。

また、最下段の建設費2,260万円は、長寿命化計画策定に向けた調査業務を行う経費であり、22ページ最上段の建設費単独事業2,060万円は、事業計画の変更に向けた調査等の費用でございます。

3段目と4段目は、公債費でございます。起債償還の元金5億4,192万円と利子1億6,727万7,000円を計上しております。

最後に、6段目の一般会計繰出金895万5,000円は、熊本北部浄化センターで発電をいたしました電気が持っておりますグリーン電力価値の売却益の一部を一般会計へ繰り出すものです。

以上、流域下水道事業特別会計として、最下段に記載のとおり合計31億3,684万6,000円を計上いたしております。

下水環境課は、以上です。

○村上河川開発室長 河川課河川開発室長の村上でございます。

本日は、河川課長がインフルエンザで欠席のため、代理を務めさせていただきます。何分ふなれでございませけれども、よろしくお願いたします。

説明資料の23ページをお願いいたします。

まず、河川海岸総務費でございませが、合計で58億8,681万8,000円を計上してございませ。

主なものを御説明いたします。

まず、上から4段目の国直轄事業負担金で、34億2,364万3,000円計上してございませ。これは立野ダム建設事業など国が行いませ事業費の県負担金でございませ。

次に、その2段下の河川海岸維持修繕費で、3億3,000万円を計上してございませ。これは、河川海岸の土木施設の維持・補修に係る経費でございませ。

次の段の河川管理費で、3億94万円を計上してございませ。これは、雑草処理や水質事故などの対応の経費になります。

次に、最下段の河川掘削事業費で、5億2,216万2,000円を計上してございませ。これは、堆積土砂の掘削事業費でございませ。

24ページをお願いいたします。

最上段のダム管理運営費で2億7,897万円を計上してございませ。これは、市房ダムなど県が管理する6つの治水ダムの管理運営費等でございませ。

4段目の河川改良費でございませが、合計で141億7,687万4,000円を計上してございませ。

主なものとしませは、次の段の河川改修事業費で29億352万円を計上してございませ。

これは、白川ほか18カ所の改修費でございませ。

その次の段の河川激甚災害対策特別緊急事業費で、72億1,210万5,000円を計上してございませ。これは、熊本広域大水害により被災した白川と黒川の沿線地域の家屋浸水被害軽減のための事業で、平成26年度は5年間の緊急事業の3年目に当たりませ。

続きませして、その2段下の都市基盤河川改修費で、6,400万円を計上してございませ。これは、熊本市が行いませ健軍川ほか4カ所の河川改修事業に対する県の負担金でございませ。

最下段の堰堤改良費で、2億1,000万円を計上してございませ。これは新規事業となりませして、市房ダムの管理施設の設備更新を行うものませ。

25ページをお願いいたします。

最上段の河川等災害関連事業費で、17億8,386万1,000円を計上してございませ。こちらも熊本広域大水害により被災した白川ほか5カ所における被災箇所にて行う事業になりませして、災害復旧事業の原形復旧のみでは、再度災害防止の効果が限定される場合に、未被災箇所を含めた一連の区間において改良工事を加えて復旧を行うものませ。

上から3段目の単県河川改良費及び5段目の単県ダム改良費は、県単独で行いませ河川の改修やダム関連事業でございませ。

続きませして、6段目をお願いいたします。

海岸保全費でございませが、合計で7億8,147万5,000円を計上してございませ。

まず次の段の海岸高潮対策事業費で2億1,125万円、最下段の海岸保全施設補修事業費で4億165万5,000円を計上してございませが、これは国の交付金を受けて行いませ海岸保全施設の整備及び海岸堤防等の老朽化対策でございませ。

続きませして、26ページをお願いいたします。

最上段の水防費で、2,876万9,000円を計上しております。これは水位計や雨量計などの水防観測計器等の運用・保守等に要する経費でございます。

次に、上から4段目の河川等補助災害復旧費で、23億843万9,000円を計上しております。

まず5段目の、過年発生国庫補助災害復旧費12億7,543万9,000円につきましては、平成24年及び25年に発生しました公共土木施設災害の復旧を行うものでございます。

6段目の、現年発生国庫補助災害復旧費の10億3,300万円は、待ち受け分として計上いたしております。

以上、最下段にありますとおり平成26年度河川課の当初予算は、総額231億8,237万5,000円でございます。

ここでページを戻っていただきまして、24ページ最上段のダム管理運営費の中と、もう1つ25ページ5段目の単県ダム改良費の中でございますけれども、この中に来年から運用開始します路木ダムの管理運営費としましては1,900万円、単県ダム改良費としましては1,262万円、合わせて3,162万円の予算を計上いたしております。

これらの予算に関連いたしますので、報告事項7の路木ダム裁判についての説明を、ここでさせていただきます。

○内野幸喜委員長 お願いします。

○村上河川開発室長 報告事項7、路木ダム裁判についてでございますが、まず1の訴訟の概要でございます。

県営路木ダム事業に係る公金差止等請求事件で、平成21年8月13日に提訴されたものであります。

原告の請求要旨としましては、①で路木ダム建設は違法である。よって、路木ダム建設に伴う平成20年度以降の支出は違法である。

熊本県知事は違法な支出により損害を与えた熊本県知事個人に対して損害を賠償するよう請求せよ。②で、熊本県知事は、違法である路木ダム建設のための一切の公金の支出をしてはならないという2つでございます。

次に2の、平成26年2月28日にありました熊本地方裁判所での言い渡しについてですが、中段の四角の中に記載しています5項目が判決主文です。

まず2項は、第一審結審日の平成25年11月20日までに支出した路木ダム建設事業費については原告の訴えは認められませんでした。

3項は、本判決が確定した日以降の路木ダム建設事業の公金支出を差しとめるという内容です。

裁判の争点は、多目的ダムということで治水、利水及び環境の面で争われましたが、利水と環境につきましては、県及び天草市の主張が認められ、治水については県の主張が認められず、判決が確定した日以降のダム建設事業に係る支出を差しとめるという内容でございます。

4項は、その他の原告の請求は認められておりません。

5項で、訴訟費用については原告と被告が2分の1ずつというものでございます。

なお、参考に記載しておりますように、本件の控訴期限は明後日の3月14日となっております。

現在、判決内容について総合的に分析を行い、いろいろな視点から検討を行っている最終段階です。控訴する、しないにつきましては、現時点では決まっておりません。

今回、当初予算に計上している路木ダム関係の3,162万円は、警備や施設の点検整備などダム管理に要する維持管理費に加えて周辺環境への影響調査などに要する経費であります。いずれも、ダム設置者として管理義務をきちんと果たすための、必要不可欠な予算でございます。また、安全な水を安定的に供給

するためにも、ダム機能を適切に維持管理することが必要であり、その点からも必要不可欠な予算と考えております。

なお、今回の訴訟の対象は、路木ダム建設事業に係る支出であり、路木ダムの維持管理に係る支出を対象とするものでないため、本予算を計上しているものでございます。

以上が、路木ダム裁判の概要でございます。

河川課は、以上です。よろしく申し上げます。

○松永港湾課長 港湾課です。

説明資料27ページをごらん願います。

まず、一般会計について御説明いたします。

1段目の港湾管理費として、3億998万円を計上しています。

3段目の港湾諸費は、港湾統計事務に要する経費で、4段目の海岸諸費は排水施設等の海岸施設の維持管理費です。

その他、港湾審議会の開催経費等を計上しています。

次に、最下段の港湾建設費として45億2,839万3,000円を計上しています。

主なものを説明いたします。28ページをごらん願います。

まず1段目の、重要港湾改修事業は、八代港における土砂処分場の整備や臨港道路の冠水対策を、また熊本港における防砂堤整備等を行うものです。

2段目の地方港湾改修事業は、長洲港における防波堤整備等を行うものです。

次に、3段目の海岸高潮対策事業は、海岸保全施設の防災機能を確保するため、大型樋門の電動化及び老朽化した護岸や排水機場の補修等を行うものです。

下から2段目の国直轄事業負担金は、国が実施いたします事業の県負担金となっております。

最下段の港湾環境整備事業は、熊本港において海洋環境の保全のためにしゅんせつ土砂の処分場を整備するものです。

次に、29ページをごらん願います。

1段目の単県港湾整備事業は、舶地や航路のしゅんせつ事業を実施するほか、三角港、長洲港における海辺空間の環境整備や八代港におけるクルーズ船寄港による利活用促進を図るための施設整備等を地域の元気臨時交付金を活用して行うものです。

2段目の港湾補修事業は、岸壁や浮棧橋等の補修を行うもので、八代港ほか8港で実施いたします。

3段目の海域環境創造事業は、百貫港において、しゅんせつ土砂を活用して干潟の再生を図るものです。

次に下から3段目の、空港管理費として4億8,428万3,000円を計上しています。これは天草空港の管理運営や施設の修繕等を行うほか、防災拠点としての機能向上を図るための整備を、地域の元気臨時交付金を活用して行うものです。

次に、30ページをごらん願います。

最上段の港湾整備事業特別会計繰出金は、港湾整備事業特別会計における起債償還の財源に充てるための一般会計からの繰出金です。

以上、港湾課の一般会計として、最下段のとおり66億2,713万1,000円を計上しています。

続きまして、31ページをごらん願います。

港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

1段目の施設管理費として、6億5,162万5,000円を計上しています。これは、各港の管理事務所等における施設管理費及び維持修繕を行うための港湾修築費です。

また、庁舎管理業務の債務負担行為を設定しております。

次に、最下段の港湾整備費として1億円を

計上しています。これは、次の32ページの1段目に記載しております県管理港湾施設整備事業として、八代港における物流拠点の機能向上を図るためのフルガントリークレーン設置費用の初年度分で、あわせまして27年度から29年度までの債務負担行為を設定しております。

次に、下から2段目の公債費として、起債償還の元金と利子を合わせまして23億2,342万5,000円を計上しています。

以上、港湾整備事業特別会計につきましては、最下段のとおり30億7,505万円を計上しています。

続きまして、33ページをごらん願います。

臨海工業用地造成事業特別会計について御説明いたします。

1段目の、熊本港臨海用地造成事業費として5,000万円を計上しています。これは、熊本港周辺海域における漁業の振興を図るため、漁場の整備や稚魚の放流等を行うものです。

次に下から2段目の、公債費として起債償還の元金と利子を合わせまして、5,675万4,000円を計上しています。

以上、臨海工業用地造成事業特別会計につきましては、最下段のとおり1億675万4,000円を計上しています。

港湾課は、以上です。

○古澤砂防課長 砂防課でございます。

説明資料の35ページをお願いいたします。

平成26年度当初予算について御説明申し上げます。

上から4段目、砂防費でございますが、これは各事業の合計でございますが、83億9,355万3,000円を計上しております。

主な事業を申し上げます。次の段の通常砂防事業費で、5億5,133万9,000円を計上しております。これは、砂防指定地内の溪流におきまして、土砂災害を未然に防ぐため砂防堰

堤等を行うもので、八代市妙見川ほか12カ所で予定しております。

次の段の地すべり対策事業費で、1億2,760万円を計上しております。これは、地すべり防止区域内におきましての地すべりによる被害を防止あるいは軽減するために、地下水排除工などを行いましたものでございます。天草市の大地ほか2カ所を予定しております。

次の、急傾斜地崩壊対策事業費でございます。11億9,422万5,000円を計上しております。これは急傾斜地崩壊危険区域内におきまして、崖崩れ等によりまして急傾斜地の崩壊を防止するための擁壁工等を行うものでございます。玉名市の穴の口ほか33カ所を予定しております。

次の段の、単県砂防事業費でございます。3億3,350万円を計上しております。これは、国の補助事業の対象とならない小規模なものを県が整備するものでございまして、三角町の大田尾川ほか4カ所、また熊本広域大洪水に関連いたしまして、菊池市の狐塚川ほか4カ所、合わせまして計10カ所を予定しております。

一番下の段の単県地すべり対策事業費でございますけれども、3,157万9,000円を計上しております。これも、国の補助事業の対象とならない小規模なものを県が整備するもので、天草市の城山地区ほか7カ所を予定しております。

36ページをお願いいたします。

1段目の、単県急傾斜地崩壊対策事業費で1億7,052万6,000円計上しております。これも先ほどと同様、国の補助対象とならない小規模のものを県が整備するもので、菊池市の古川地区ほか15カ所を予定しております。

それから、上から4段目、国直轄事業負担金でございます。2億5,567万4,000円を計上しております。これは、国が行います川辺川流域での砂防施設整備のための県の負担金で

ございます。

次の段の砂防激甚災害対策特別緊急事業費で、31億5,000万円を計上しております。これは、平成24年7月の熊本広域大水害におきます土石流によりまして甚大な被害のありました地域に対して、再度災害防止という観点から、阿蘇市坂梨地区ほか24カ所を予定しております。

次の段の火山砂防事業費で12億9,780万円を予定しております。これは火山地域におきまして砂防堰堤等の砂防施設を整備するもので、熊本市の木留川ほか28カ所を予定しております。

次のページの、37ページをお願いいたします。

一番上の土砂災害警戒避難対策事業費で、12億7,585万円を計上しております。これは、土砂災害に対する警戒避難対策の整備強化を図るため、土砂災害警戒区域等の指定のため基礎調査を行い、また土砂災害関連情報を提供するための費用でございます。

次の段の、砂防設備等研究改築事業費で、1億500万円を計上しております。これは、既存の砂防設備の有効活用ための改築費用でございまして、今年度は五木村の横手谷川を予定しております。

以上、最下段でございますが、砂防課の当初予算といたしまして、合計87億9,053万4,000円でございます。よろしくをお願いいたします。

○坂口建築課長 建築課でございます。

説明資料の39ページをお願いいたします。建築課予算の主なものを御説明いたします。

3段目の、くまもとアートポリス推進費でございますが、1,510万円を計上しております。これは、アートポリス事業の運営・企画などに要する経費、及びアジア国際シンポジウムの開催に要する経費でございます。

次に5段目の建築基準行政費でございます

が、8,012万7,000円を計上しております。これは、建築基準指導業務及び建築物の防災対策を推進するための経費等でございます。この防災対策の推進に関しましては、法改正により耐震診断が義務づけられました大規模建築物等の耐震診断への補助に要する経費も計上しております。

次に、資料の40ページをお願いいたします。

1段目の市街地環境整備促進費でございますが、5,180万1,000円を計上しております。これは、民間建築物のアスベスト回収を促進するため、既存建築物に関する実態調査を含めたデータベースの整備等に要する経費でございます。

以上、建築課分といたしまして、最下段でございますが4億6,044万円を計上しております。よろしくをお願いいたします。

○田邊宮繕課長 宮繕課でございます。

説明資料の41ページをお願いいたします。宮繕課予算の主なものを御説明いたします。

3段目の宮繕管理費でございますが、5億632万円を計上しております。これは、県有施設の保全改修等に要する経費でございます。

以上、宮繕課分としまして最下段のとおり6億9,182万9,000円を計上しております。

よろしくをお願いいたします。

○平井住宅課長 住宅課でございます。資料の43ページをお願いいたします。

まず1段目の住宅管理費でございますが、9億5,071万4,000円を計上しております。

主なものですが、3段目の公営住宅維持管理費といたしまして7億9,048万9,000円を計上しております。これは、県営住宅の維持管理に要する経費でございまして、指定管理者への委託料や管理事務費などでございます。

次に下から4段目の住宅建設費でございま

すが、11億324万6,000円を計上しております。

主なものですが、次の44ページでございますが、1段目の公営住宅ストック総合改善事業費といたしまして9億1,543万4,000円を計上しております。これは、県営住宅の長寿命化のための外壁改修や屋根防水改修などに要する経費でございます。

最後に3段目の、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費といたしまして1億8,571万円を計上しております。これは、高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額補助とサービス付き高齢者向け住宅を整備する民間事業者への補助などでございます。

以上、住宅課の平成26年度当初予算額は、最下段のとおり20億5,396万円を計上させていただきます。

住宅課は、以上でございます。よろしくお願ひします。

○平尾都市計画課長 都市計画課でございます。資料45ページをお願いいたします。

議案第86号熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、資料の49ページの概要により御説明いたします。

なお、参考資料として新旧対象表をお配りしておりますので、あわせてごらんください。

まず、2の制定改廃の必要性でございますが、熊本県民総合運動公園の改修に伴い使用料の見直しを行うとともに、消費税法の一部改正に伴い使用料の見直しを行うものでございます。

次に、3の内容につきまして御説明いたします。

まず(1)でございますが、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改正されることに伴い、県営都市公園の有料施設の使用料の額について、改正後の消費税相当額を上

乗せした額に改定するものでございます。

次に(2)でございますが、熊本県民総合運動公園のテニスコートについて、クレークートを人工芝のコートに改修したことに伴い、使用料のクレークートの区分を削除するものでございます。また屋内運動広場の夜間照明につきましても、夜間照明を4分の1ずつ使用できるように改修したことに伴い、使用料に4分の1点灯の区分を設けるものでございます。

なお、この条例の施行日につきましては、平成26年4月1日としております。

説明は、以上でございます。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。ただいまの説明について、質疑はありませんか。

○池田和貴委員 済みません、河川課の路木ダム事業についてなんです、今御説明をいただきました。ちょっと、今御説明をいただいたんですが、少し私が理解できない部分もあったので、ちょっとそこを確認をさせていただきたいと思うんですけど、まずは、この熊本地方裁判所の判決言い渡し文の資料があります。この中で(3)の、特に「路木ダム建設事業に関して、本判決確定時までには支払いの義務が生じたものを除く公金を支出してはならず、契約を締結し、又は債務その他の義務を負担してはならない」というところがあるんですが、ちょっとひとつ疑問なのは——専門家じゃないもんですから——本判決確定時というのはどういう状況を言うのかというのがまず1つと、それと債務その他の義務を負担してはならないというふうになっているんですが、今回この管理費用ですとか環境調査等の費用が計上されていますが、ここはこの3番には当てはまらないというふうに考えていらっしゃることでよろしいんですか

ね。ちょっと、そこをもう1回説明をお願いしますでしょうか。

○村上河川開発室長 まず1つ目の問いの、「本判決確定時」というところですが、先ほど御説明しましたように、明後日が控訴期限になっております。控訴するしないは今まだ決定はしておりませんが、控訴しない場合は3月14日をもって確定をします。控訴をした場合は、控訴審がそれ以降続きますので、まだ確定はしないということになります。

2つ目の、「債務その他の義務を負担してはならない」という内容ですが、これは先ほどの説明のとおり建設事業費の残りの分を支出してはならないということになっております。

今回の当初予算は維持管理費ですので、その分とは切り離して考えております。

以上です。

○池田和貴委員 はい、わかりました。出されている予算としては、この判決の3番に当たらないというような認識だということの説明だったというふうに思いますが、わかりました。

それと、これは私は地元天草市なんですが、今回のその路木ダムについては、今回の判決で利水と治水の部分の治水部分についての判決だったというふうに思っております。

ただ、天草市としては、当然これつくるときから天草市自体も平成25年度中に事業を完了してほしいと、26年度から自分たちは水道事業に着手したいという話はずっとあって、そういった要望を受けて私たちもやってきたところがございます。地元住民の人たちが水を望む要望書もかなり出ておりましたので、これ実際今度いつ……知事の答弁の中にも、天草市の水道事業に影響しない形で終わらせたいというような答弁をされております

が、今回のこの判決によって、その天草市の事業に対して影響が出るようなことはないんじゃないでしょうか。

○村上河川開発室長 利水の分でございますけれども、今回の差しとめの対象は路木ダム建設事業に係る支出でございます、維持管理や利水が違法とされたものではございませんので、完成した路木ダムを来年度から供用開始することに問題はないと考えております。

○池田和貴委員 わかりました。これは天草市にも影響してくることだと思うんです。天草市のほうとも十分協議をしながら進めていただくことを要望しておきたいと思います。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○松岡徹委員 関連して路木ダム関係について。

判決全文はかなり膨大なものなので、私はここに何ページかコピーをして持ってきております。94ページでは、「県知事は、「路木川では昭和57年7月豪雨の際においても堤防の決壊や路木集落における家屋の浸水被害は発生しなかった」という過去の洪水被害状況を全く考慮することなく、本件整備計画を策定したものであって、本件整備計画等は、河川法16条2項や施行令10条1号等に違反して作成されたものといわざるを得ない」「本件整備計画等は、重要な事実の基礎を欠くものであり、県知事の裁量権の範囲を逸脱又はこれを濫用したものである」というふうな94ページではですね。

あといろいろありますけども、109ページの結論というところでは、「本件計画規模（本件治水安全度）を前提としても、本件破堤は

濫被害想定的事実的基礎及び合理性の欠如は明白であって、その結果、本件整備計画等の内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとなっているというべきであり、したがって、本件整備計画等は、県知事の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法であるといわざるを得ない」こういうふうに行っているわけですけど、90億余りのお金を投入して路木ダムをつくるということが進められてきた。私も、一般質問や建設委員会等で繰り返しこの路木ダムの問題については取り上げてきたんですけど、こういう判決が出ました。

それで、村上室長も急に出て大変だと思えますので、知事、当時の部長の責任が大きいと思います。同時に、その当時この路木ダムに直接対応してこられた、今、土木部の指導部でいえば猿渡局長ですね、あなたのこの判決に対する感想ですね、どんなふうな心境でおりますか、今。あの当時かなり、私も含めてあなたに対して、この路木ダム計画は改めるべきだという申し入れ等で議論しましたよね。それでこういう結果になったんですけどね。どうですか。

○猿渡道路都市局長 当時、私は土木部の河川課の土木審議員という席にいまして、担当していたところでございます。

その当時もお話ししましたように、当時17年4月……

○松岡徹委員 細かい、その結論が出た中身はいいから、その感想というか気持ちね。

○猿渡道路都市局長 私どもの主張が一部認められないことにつきましては、大変残念だというふうに考えているところでございます。

以上です。

○松岡徹委員 治水については、一部認められてないんじゃないかと、治水そのものについてはいわば違法であると、河川整備計画そのものが違法であるというふうに行っているわけでしょう。そこは認めますね。猿渡さん、どうですか。

○猿渡道路都市局長 一審判決によりますと、治水については認められないというふうに行われたということは理解しております。

○松岡徹委員 あとは村上審議員のほうにね。

それでね、こういう河川整備計画そのもの、ダムそのもの、治水用のね。そのものをいわば違法とするような判決ですね。全国に他に例がありますか、幾つか。

○村上河川開発室長 今回の裁判所の判断というのは、非常にまれなケースだと思っております。

○松岡徹委員 まれというか、ないでしょう。いわば河川整備計画そのものが違法だというような判決はありますか。

○村上河川開発室長 ほかにはないと考えております。

○松岡徹委員 問題は、この判決の中身が、いわゆる何というか論理展開上ああだこうだと違法ということにとどまらない。どう言っているかということ、事実的基礎及び合理性の欠如と言っているわけですよ。この事実的基礎の欠如というのは、事実の問題を問うているわけですね。

ちょっと聞きますけど、熊本県がかかわった裁判で、福岡高裁で既に判決が確定していますけど、川辺川利水訴訟のいわば核心部分ですね、判決が確定した、について何か理解

ありますか。わからぬならわからぬでいいですけど。

○村上河川開発室長 その利水訴訟の中身については、よくわかりません。

○松岡徹委員 この土木部の執行部の中で農水か何かにおられてわかる人がおられたら、どなたか発言してもらえますか。いないですね、いいです。いないならば、ちょっと。

川辺川利水訴訟がなぜあの当時亀井農水大臣が上告をいわば断念して、福岡高裁判決が確定したか。これは、まさに事実認定の問題なんです。数の問題だったんですよ。

具体的には、土地改良法の87条に基づくその3分の2の同意ね。3分の2の同意というのは、66.6666%なんですよ。ところが、用排水については65.66、区画整理については64.82%の同意しかなくて、66.66、3分の2にはわずかに届かなかった。しかし、これは事実の問題、数の問題だから、いわばどんなにあがいても、いわば勝ち目はないということで、当時の亀井大臣は上告を断念したんですよ。

それと同じで、今回のいわば路木ダムの治水についての判決というのは、事実のいわば基礎的なもの、これをいわばきちっと根拠にした判決をしているわけですから。14日が期限と言うけれども、私はこの路木ダムについていろいろ取り組んできましたし、多くの人がかかわってきた。知事はわざわざメディアにまで出て、いわばスタンドプレー的ないろんなことをなさったけど。そしてお金をつぎ込んでこういうことになった。これ以上無益な治水事業は進めるべきじゃないと、上告は断念すべきだということをまず指摘をしたいと思います。

それから少し事実の問題で聞きたいんですけど、いわば路木ダム建設事業費のその残額ね、これは幾ら残ったとつとですか。

○村上河川開発室長 御質問は、主文の3項に当たります公金支出の差しとめ分と理解してよろしいでしょうか。

○松岡徹委員 半額たいな、要するに。

○村上河川開発室長 差しとめに当たる金額は、建設事業費94億円のうち約4,500万円でございます。

その主な内容としましては、現在行っております試験湛水の完了後に行うダム周辺の安全を確認する調査業務等の費用でございます。この残事業の取り扱いについても、現在あわせて検討をしているところでございます。

○松岡徹委員 それから、当然国の補助金をいただいてやってきたわけですね。このいわば補助金はどれだけになりますか。

○村上河川開発室長 全体事業費94億円でございまして、国のそのうちの負担率というのが41.4%になります。ですので、全体としましては38億9,000万円程度になろうかと思えます。

○松岡徹委員 結局は、その94億のうち、いわば費用38億、それ以外は貴重な県費を投入して、いわば違法なダム建設を進めてきたということが問われていると思います。

その点で、改めて知事や土木部の責任を問いたいと思いますけど、その上で、いわゆる控訴は断念すると、その上で2つちょっと提案したいのは、1つは知事がこの路木ダムについては一旦立ちどまって検証しますと言われた。しかし検証は、いわば部内での、県庁の部内での路木ダムの検証報告書が出てきた。それから公共事業再評価監視委員会での審査もありましたけども、これは私も一般質

問で取り上げたけども、ダムのごとはわからぬから別で議論してもらおうと。そして写真が間違っていることも明らかになった。国道の浸水場所が違っていることも明らかになったけれども、そういうようなことについては、いろいろあるけれどもここで打ち切って結論を出しましょうということで、あの公共事業再評価委員会自体も非常にいわば確でない審議をしたと言わざるを得ないと思うんですね。ですから私は、なぜこういうふうになったのかということを実際に地元の関係者も含めて路木ダムの再検証ですね、なぜこういう違法なダムという、治水ダムということに至らざるを得なかったということの検証の場を設けることを提案したいと思います。

もう1つは、池田委員からもお話があったように、いろんな、既にもうダムはできている。利水はどうするのか、利水は必要だという声はもちろんあるし、必要でないという声もあるし、ダムがあれば環境が壊されるという厳しい指摘もある。そういうのを含めて、この現時点で今後路木ダムをどうしていくのかということも、これまた県庁の中だけでの検討・検証じゃなくて、いわば県民や学識者も含めた開かれた検討・検証の場をつくるというようなこと、この2つを提案をしておきたいと思います。

路木ダムについては、以上です。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。では、この路木ダム。

○城下広作委員 いろいろ、いろんな委員の話も聞いておりますけど、聞きますけど、いろんな言い方、理由もいろいろさまざまあって、理解できるどころ。

ただ、先ほど14日までには県の対応をどうするか決めるということですから、今の段階ではっきり言っていただければまだ問い方が違うんですけども、いずれにしても最終的に

は県がどのような判断を下すかということに注視したいと思うし、きょうはこの委員会にあえて維持管理という予算が出ていると。これに対して我々はどうするかということの判断をしなければいけない、現実には。控訴の期間とこれを決定するのはちょっと時間差があるものですから。現実にはできていることで、これ維持管理の予算を上げないと問題があるということだと思っておりますが、具体的にはどういう問題があるという格好になりますかね。現にできているダムでこの予算が計上されなければ問題になるというようなことを、ちょっともう一度。

○村上河川開発室長 今回、予算に計上しています中身としましては、今できているダムの設備関係の警備あるいは施設の点検整備等が、維持管理費に当たります。また、今できている周辺の環境へ与える影響の調査などもやってモニタリングもやって、安全を確認する必要もあります。そのあたりをやらなくては、設置者としての管理義務は果たせないと考えておりますので、ぜひそれは維持管理としてやっていかなければならないものと考えております。

もう一つは利水の面でございますけれども、安全な水を安定的に供給するためには、バルブを動かす電気代であったりいろいろな経費がかかってまいります。それも今回の維持管理経費の中に含めてございます。それも、ダム機能を適切に維持していくためには必要不可欠な経費と考えておりますので、そういう維持管理経費を今回の予算に計上してあります。

○城下広作委員 了解でございます。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

○城下広作委員 はい。

○内野幸喜委員長 あと、この路木ダム関連の質問はよろしいですか。

○堤泰宏委員 維持管理の話ですたいね、この裁判ではつくったやつが違法というわけでしょう。建設したことが違法という判決でしょう、これは。だから維持管理にはこれは触れてないと思っていいんじゃないの。

○村上河川開発室長 私どもも建設事業に係るものとしての提訴の内容であり判決の内容であったと、維持管理は別ということで判断しております。

○内野幸喜委員長 対象外と。

○堤泰宏委員 そげん言えばよかたい。判決はそぎゃんっておる。

○松岡徹委員 そこは必ずしも、その他のとかいろいろあるからね。そこはだから、よくちょっと、単純には今堤委員が言うたふうにはいかぬだろうとは思いますがね、それはそれぞれのお立場、主張でいいと思いますけれども。

○堤泰宏委員 先ほど松岡先生が言われたように、今後ダムをどうするかというのは裁判の控訴云々も含めて、その後にこのダムがどうかということをもた論議しなければいけないことだろうというふうに思います。

そういうこともあって、今はこの委員会の予算がどうかということをお我々が判断するというのを、材料としてどう考えるかというのが非常に大事だなということで、確認をすべきだなと思います。

○内野幸喜委員長 そうですね。ほか、ありませんか。

それでは、この路木ダム関連の質問は、これで終わらせていただきたいと思います。

そのほか質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○松岡徹委員 土木部の予算全体のとらえ方で、結局はそれぞれの個別の議案も、一般会計予算もそうなんだけど、消費税増税込みになっているわけですね。5%から8%になるというようなことで、土木全体でどのくらいの大体その負担増になるのかというようなことですね。

それから全国的には、僕が調べたところでは、来年度の一般会計予算で大体4,500億円ぐらい、いわば国の歳出増になるらしいんですよ。だから、それがどのくらいになるのかなど。わかればですね。

それともう1つね。8%になれば消費税の地方分が1.7%になるということなんだけど、初年度は、つまり来年度はその0.7%分は見ないというふうにな国の予算作成ではなっているらしいんですよ。そうすると、いわば消費税分が入るのは少なく、出るのは増税分そのまま出るという二重の意味での問題があるんじゃないかなと。私自身は、今もう景気の底割れの危険すらあるというぐらいに、今指摘されているように、アベノミクスによる景気回復どころか、もう非常に見通しが暗くなっている中で、景気対策を言うなら、好循環を言うならば、今でもやっぱり消費税増税は中止にすべきだというのが私の立場なんだけど、土木部の予算全体の中でのその消費税増税分と、いわば地方にくる消費税分の関係とかね、その辺のところをわかる範囲でちょっと示していただければと思います。

○成富監理課長 今回、土木部全体で大体、当初予算では一般会計ベースで879億出しています。大体、今委員言われたように、この中で大体消費税が課税される分の5から8%

に上がる分の3%分についてはおおむね大体、概算の概算ですけども、大体16億ぐらい土木部全体予算ではあると思っています。

県全体で、この国ベースで4,500億、そのベースはちょっと把握できませんので、お答えできません。

最後の地方に与える1.7%分が初年度はやはり国の指示によりまして、確かに委員おっしゃるとおり12分の2で地方財政計画を立てるという指示が財政当局にきているみたいです。その分につきましては、原因はやはり駆け込み需要で景気の落ち込みがあるだろうというのと、まず消費税が課税される期間と決算時期の納付時期があるもんですから、どうしても初年度は全額分納付がこないもんですから、そういう形になるということで、長い目で見るとずうっと1年おくれで補填する形になりますけども、委員おっしゃるように26年度単年度だけ見ると、おっしゃるように1.7%分は全部こないという状況になってます。

これを財政当局はどう考えてるかと申しますと、御存じのように地方財政計画をつくられるときに、今年度一応もめたのが、歳出特別枠というのがございます。これが25年度は1兆4,950億ありましたけれども、これが大体26年度も1,190億確保されている、前年同額が歳入ベースで確保されてます。もう一つ歳入ベースで別枠予算というのが、これも地方と国でもめたんですけども、9,900億あったんですけども、それは26年度は6,100億、一応地方の意見を踏まえて、税込不足に対して6,100億はまだ26年度もやるというような措置もとられておりますので、その辺を勘案すると、ある程度国のほうでも地方財政ベースでその税収が補填できない分については、ある程度の補填がされてると考えてもいいのではないかと。あと経済対策でも、今年度国でもいろいろ経済対策をされましたんで、それも国庫が入ってきますんで、そういう分を

含めるとかなり国のほうでもある程度の措置をされているのではないかとというふうに、財政局からもお聞きしております。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

○松岡徹委員 今のはそれでいいです。次に、ほかの件でちょっといいですか。

○内野幸喜委員長 はい。

○松岡徹委員 再び河川課に戻りますけど、23ページですね、23ページの国直轄事業負担金の中で立野ダム関係ですね。これは幾らになりますか。

それから、それを合わせてこれまでの立野ダム関係のその県の負担といえますか支出総額ですね、わかれば。

○村上河川開発室長 23ページの国直轄事業負担金34億2,300万のうち立野ダムへの負担金は今回6億3,700万円を積んでおります。

今まで幾らかという御質問でございますけれども、申しわけございません、ちょっと今手元にはございません。

○松岡徹委員 それなら後で。

それからあと40ページの、建築課のアスベスト関係ですね。これは何ですか、実態調査のあれですか、さっきのお話では。

○坂口建築課長 これはアスベストの実態調査を含めたデータベースの作成でございます。これ平成22年からずっと建築物の実態ずっと引き続き調査してきましたが、25年度から今度はそのデータをもとに、本当に建築物についてアスベスト状のものが——これなかなか個人ではわかりませんので——吹きつけられているかどうかということは今各戸に、

各建物の所有者にお尋ねして、アスベストを確認しているものでございます。それを引き続き行っていくということで対応する予算でございます。

○松岡徹委員 このアスベストについては、以前、国交省とか厚生労働省とか関係する省が全部集まって検討チームがつけられて、アスベスト問題への当面の対応についてというのが以前出されているんですね。これに基づいてのいわば熊本県としてのあるいは土木部としてのガイドラインなどによる、その事業者あるいはその従事者などへの徹底ですね、そういうのは何かホームページとか何かでなされていますか。

○坂口建築課長 このアスベストの緊急の（「当面の対応」と呼ぶ者あり）含めまして、実は平成18年からこれは神戸のほうで工場の飛散アスベストの問題ございまして、それに対応する形で民間建築物のアスベストの緊急回収促進事業というも行っておりまして、アスベストが吹きつけられております建物のアスベストの除去につきまして、県費も入れまして補助の上で除去の対策を進めております。

それから、建物の解体時などにアスベストが飛散するおそれがございますので、これにつきましては労働基準局あるいは衛生部局と連携いたしまして、土木部としましても解体時のアスベスト飛散に取り組んでおります。また、このような内容につきましては、国のホームページもございしますが、県におきましてもいろいろな対策につきまして注意喚起のページを立ち上げているところでございます。

○松岡徹委員 それは、何かガイドラインとかいう形でまとめたものですか。

○坂口建築課長 今、県の対策として、そこまでまとめたのはたしかつくってなかったと思いますが、済みませんちょっと申しわけございませんが、関係部局とはいつも連携をとりながら対応させていただいております。

○松岡徹委員 この政府の、アスベスト問題への当面の対応という文書を読みますと、その中で一つの項目として、政府としての過去の対応の検証というのがあるわけですね。つまりアスベストというのは大体1,000万トンぐらいが輸入されて、そしてその大半が建材に使われて、大体潜伏期間があるから1980年、90年代ぐらいに曝露した方々に症状が出てくるというか、そういうのもあって、やっぱり、かなり国際的には日本の政府の場合はアスベスト対応がおくれたんですね。そういう点で過去の対応の検証という項目が入れていると思いますけど、熊本県としては何かこのアスベスト問題についての過去の対応の検証についてなされた文書か何かありますか。

○坂口建築課長 今、現在ちょっと手持ちでは持ってありませんが、国からアスベストにつきましては県有建築物の除去を平成の初めのほうにはちょっと行っていますが、平成18年度に新たにまた問題が出たということで、再度そういった建築物におきますアスベストの対策を進めております。

ただ、今おっしゃいましたように全体としての取り組みの方針を確認した文書は、ちょっと手持ちに持ってありませんが、我々の事業もやはり建築物に吹きつけられておりますアスベストが飛散いたしますと、長期にわたって影響が大きいものですから、この事業につきましては引き続き県の建築物対策として取り組んでいきたいというふうに思っております。

○松岡徹委員 このアスベスト問題というのは、過去の問題じゃなくて現在の問題だし、これからの大問題なんですね。ですから厚生、環境、土木、関連するところが連携して抜本的な対策強化を一層強めていただきたいということを申し上げて、あと1つ。

住宅課関係44ページに関連してちょっと伺いますけど、国が住宅リフォーム事業について制度化を行ってますよね。私が調べたところによると補助が3分の1で限度額が200万と100万で、予算総額が50億6,900万と、約7,000戸分というようなことを聞いております、ちょっと文書で見ました。細かいその実施基準とか何かというのは、私が読んだ時点の文献ではこれから煮詰めるということになっておりますが、この国の住宅リフォーム事業のいわば具体化といいますか、その辺は何か直近のところまでどこまでできているのかなと思って、県では大体どのくらいの規模になるのか、全国で約7,000戸といった場合に、枠としてですね。その辺おわかりでしたら、ちょっと教えていただきたい。

○平井住宅課長 国が進めておられますリフォーム事業というのは幾つかメニューがございまして……

○松岡徹委員 今までのあれじゃなくてね、今まではエコとかいろいろあったでしょう。そういうのじゃなくて。

○平井住宅課長 今一番新しいもので、長期優良住宅がリフォーム推進事業というのが平成25年の補正で予算がついておまして、これはリフォーム費用の3分の1、戸当たりで最大100万補助すると。補助の対象としては劣化対策とか耐震化とか、そういう目的がございまして、そういったものの事業は立ち上がっているところまでは承知しておりますが、それから先の詳しいこと、これ実際民間

に対して直接補助をされる制度ということになりますので、やはりそういったリフォームしたいということで、手を挙げたところがそういった適用を受けるということで、熊本県でどのくらいの規模になるかというのは、ちょっと把握できておりません。

○松岡徹委員 今後、ちょっとこの問題はまた個別に少し検討していきたいと思います。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから本委員会に付託されました議案第41号、第46号、第47号、第52号及び第86号について一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」「委員長」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 はい。

○松岡徹委員 さっき言いましたように、消費税関係も絡みますものですから、今回は5議案とも採決をお願いします。

○内野幸喜委員長 5議案とも挙手採決ですね。はい。

それでは、議案第41号、第46号、第47号、第52号及び第86号について、挙手採決を行いたいと思います。

原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○内野幸喜委員長 はい、賛成多数をもちまして、第41号、第46号、第47号、第52号及び第86号については可決したいと思います。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査にすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に報告事項であります。一旦ここで休憩に入らせていただきたいと思います。

午後0時40分から再開したいと思います。

それでは、ここで一旦休憩とさせていただきます。

午前11時38分休憩

午後0時40分開議

○内野幸喜委員長 では、ただいまから委員会を再開します。

その他に入ります。

執行部から報告の申し出が8件ありますが、報告7については先ほどの議案審査の中で報告が済んでおりましたので、残りの7件について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いします。

○成富監理課長 それでは、まず報告事項1をお願いいたします。

まず、この新熊本県建設産業振興プラン・アクションプログラム(後期)案の概要でございますけれども、昨年の11月1日、第6回建設常任委員会で1回御説明させていただいております。それ以降、建設業協会、専門工事業団体と意見交換を行ってまいりました。おおむね意見集約をしまして、今回再度御報告するというところでございますので、今回11月の時点から変わった分だけの説明でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○成富監理課長 それでは、1ページ目は変更がございませんので、2ページ、3ページをお願いします。

まず2ページ目の左側は変更ございませんので、2ページ目の右側でございます。

6の、魅力ある職場づくりの推進の細事業の(20)雇用改善等の取り組みへの支援でございますけれども、②としまして就労環境改善への企業の取り組みを支援ということで、これは26年度予算にも計上しておりますけれども、建設業者さんたちがいろいろな就労環境を改善するために取り組まれる、例えば職場のトイレの改修とかそういうものについて予算立てをしておりますので、それについてここに記載している状況でございます。

続きまして(24)の③でございますけれども、人材育成の場の確保を図るため、行政、教育機関、業界が連携し、確保策のあり方を検討ということでございます。

御存じのように、県内の大学では熊本大学以外、崇城大学とか東海大において、土木系の学科がなくなっております。さらに九州測量専門学校においても、土木系の科目がなくなっている状況でございますので、今後どうやってそういう土木系の若手の技術者を育てるかということを、こういう場で検討したいというふうに思っています。

さらに、高齢者等の人材バンクの登録のあり方についても、この中で検討していきたいというふうに思っている状況でございます。

そういうことで、ここに記載し計上しております。

続きまして、3ページ目の右側でございますけれども、(54)適正な設計単価の設定ということで、今年度から既に始めておりますけれども、実勢価格をよりの確に反映した設計単価の設定を行い予定価格に反映するという取り組みを、後期の中でしっかり取り組んでいくということで記載している状況でございます。

プランの概要につきまして、以上で説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、報告事項2でございます。平成25年度熊本県発注工事に係る賃金実態調査の結果についての御報告でございます。

す。

調査の目的としましては、平成25年度熊本県発注工事に係る設計労務単価については、平成25年4月1日から主要51職種平均で、前年度と比較して13.5%引き上げております。

その結果として、適正な価格での下請契約、下請負企業における技能労働者の適切な水準の賃金支払いがなされているかの把握を行うものでございます。

Ⅱの調査の概要でございますけれども、1、調査対象としましては、平成25年4月から9月に、熊本県の農林水産部及び土木部が発注した工事のうち、土木一式工事及び建築一式工事を受注した建設業者にアンケート調査でお聞きしております。及び、当該県発注工事に係る下請業者の一部にお聞きしております。元請業者394者、下請業者204者、合計598者からお聞きしております。

調査方法は、郵送による書面調査。回答業者519者。回答率86.8%。

4の調査内容ですけれども、1から6ありますように、1、公共工事設計労務単価の上昇に関する認知度、2、平成25年度4月以降の賃金水準の引き上げの実態ほか6までの項目をお聞きしております。

2ページをお願いします。

2ページから、それぞれの調査結果の概要でございます。

まず1つ目の、公共工事設計労務単価の上昇の認知度ですけれども、平成25年4月に大幅に改定された公共工事設計労務単価の上昇については、75.5%の建設業者が認知しており、全国の状況とおおむね同様な認知度にあったという状況でございます。

3ページをお願いします。

2、賃金水準の引き上げの実態でございます。

平成25年4月の公共工事設計労務単価の上昇に伴い、公共工事設計労務単価が上昇したことを知っているとした建設業者のうち、

賃金水準を何らかの形で引き上げた、または引き上げる予定と回答した建設業者は、元請業者が69.2%、1次下請が69.9%であり、全国の状況を大幅に上回っている状況でございます。

ただ一つ、下の表を見ていただくとわかりますように、下が全国の引き上げの実態、上が熊本県の引き上げの実態ですけれども、それぞれ調査期間がちょっとずれております。全国のほうが平成25年7月から25年9月にされています。県のほうは上のほうですけれども、調査期間が25年10月から12月ですので、人手不足とか資機材不足が顕著となったのは9月以降というような状況もありますんで、この辺が少しこういう差になったのかなということも原因ではないかと一つ思っております。

4ページをお願いします。

3の賃金水準の引き上げの理由ですけれども、賃金水準を引き上げた、または引き上げる予定と回答した建設業者の主な理由は、元請、1次下請ともに公共工事設計労務単価が上昇したためと回答した建設業者が最も多く、次いで、業績が好調で賃金に回せる資金の確保ができるようになったためとなっております。

5ページをお願いします。

全国との比較でございますけれども、全国との状況と比べてみても、公共工事設計労務単価が上昇、業績が好調で賃金に回せる資金を確保できるようになった、若者の入職促進など業界全体の発展に必要と考えたにおいて、元請、一次下請とも熊本県のほうが大幅に上回っている状況でございます。

6ページをお願いします。

賃金水準を引き上げない理由についての、アンケートの結果でございます。

賃金水準を引き上げないと回答した建設業者の主な理由は、元請では経営の先行きが不透明で引き上げに踏み切れないと回答したも

のが76.8%で最も多く、次いで、発注者や元請負人から請け負った価格が低く、賃金引き上げの費用が捻出できないが65.8%となっております。

一方、一次下請では、発注者や元請負人から請け負った価格が低く、賃金引き上げの費用が捻出できないが88.3%と最も多く、次いで、経営先行きが不透明で引き上げに踏み切れないが61.1%となっております。

7ページの右側をお願いします。

全国との比較でございますけれども、全国との状況と比べてみても、発注者や元請負人から請け負った価格が低く、賃金引き上げの費用が捻出できない、赤字補填や運転資金に充当する必要があり、賃金に回す余裕がない。経営の先行きが不透明で引き上げに踏み切れないにおいて、元請、一次下請とも県のほうが上回っております。

また、熊本県では一次下請において受注者の立場では、発注者や元請人に賃金引き上げの費用を求めづらい、社会保険加入に必要な費用に充当したいが、元請の2倍となっている状況でございました。

8ページをお願いします。

5、建設工事請負契約額の実態でございます。

平成25年4月の公共工事設計労務単価の上昇に伴い、公共工事設計労務単価が上昇したことを知っているとした建設業者のうち、平成25年4月以降新たに受注した建設工事の請負契約額が増加したと回答した建設業者は、元請で56.8%、下請が55.4%、変わらないと回答は元請で33.9%、下請が37.9%であり、両方とも増額したを上回っております。

ただ全国との比較ですけれども、データが全国ベースで示されておられませんので、熊本県だけのデータをお示しております。

9ページをお願いします。

下請負人の請負契約額の実態でございます

けれども、平成25年4月以降、下請負契約を結んだことがある建設業者のうち、下請負人との請負契約を増額させたと回答した建設業者は61.6%であり、変わらないと回答した37.8%を大幅に上回っております。

また、増額させたと回答した建設業者のうち、公共、民間ともに増額させた建設業者は35.1%、公共工事のみ増額させたと回答した建設業者は51.3%でございました。

最後、10ページをお願いします。

調査結果を受けての今後の対応ですけれども、今回の調査によって技能労働者等への賃金引き上げについては、一定の成果が見られたと考えております。

最後の段落でございますけれども、技術者、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保は、建設業全体の喫緊の課題であり、適切な価格での契約及び技術者、技能労働者の適切な水準の賃金の支払いなどについて、行政、建設業団体が一体となって引き続き取り組んでいく必要があると考えております。

以上でございます。

○立川用地対策課長 用地対策課です。

報告事項3をごらんください。

熊本県用地取得加速化パッケージについて、御報告させていただきます。

今回策定いたしました用地取得加速化パッケージとは、事業効果の早期発現に向けて用地取得を加速化させるための施策等の集合体です。平成26年度から本格的に運用していきます。

パッケージメニューとしては、6項目ございます。

1番目と2番目は、既に取り組んでいるものでございますので、説明を割愛させていただきます。

3番目の、公共嘱託登記司法書士協会等への委託については、用地取得の隘路となっている高度な登記案件を専門的知識を有する公

共嘱託登記司法書士協会等へ委託できるようにしました。

①番から③につきましては、昨年9月から運用しております。

④新規の登記名義人と占有者が異なる場合の時効取得訴訟業務についてです。

登記名義人と時効取得の要件を満たしているであろう占有者が異なる場合、県への所有権移転登記ができません。

このようなケースについて、一定の基準を設けて占有者の時効取得を原因とする買収地の登記名義変更請求訴訟についての業務委託を行えるようにしたものです。

4番目の、用地先行取得の推進(道路5路線)については、バイパス事業において事業計画年度の前期に用地補償費を重点配分し、用地先行取得を推進し事業効果の早期発現を促進するものです。

例えば、7年間で供用を目指す場合、事業計画期間前半の3から4年度で用地取得を完了できるよう、集中的に用地買収を行うものです。

事業の選定に当たっては、取得が完了しないと開通できず、事業効果が見えやすい道路のバイパス事業とし、平成25年度以降に用地取得に着手した比較的新しいバイパス事業を対象としています。

5番目の、用地補償説明業務の民間委託についてです。

これは、県議会からも御意見をいただいております。4で述べた5路線において、さらなる用地取得の加速化を図るため、試行的に用地補償説明業務の民間委託を導入するものです。これは、あくまで補償内容の説明業務ということであり、補償業務管理士は用地交渉の場に同席はいたしますが、契約締結に係る事務は除かれます。

6番目の、用地交渉における情報通信端末の導入については、用地交渉時における地権者への説明、情報提供用に情報通信端末を配

備し、用地交渉における「見える化」を促進するものです。

具体的には、用地交渉時における計画平面図とあわせて事業の完成イメージ図などで、よりわかりやすく地権者に説明したり、その場で代替地情報等を提示できるようにするものです。

特にマル新については、平成26年度から新規に取り組むものです。

また、予算額は全て事業費予算の内数です。

さらなる用地取得の加速化に向けて引き続き全力で取り組んでまいりますので、今後とも委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

報告は、以上です。

○手島道路整備課長 報告事項4の、熊本県道路公社が管理する松島有料道路の通行料金についてをお願いいたします。

県が出資する熊本県道路公社は、平成26年4月1日からの消費税の引き上げに伴う料金改定を見送ることとしましたので、検討内容も含めて報告します。

道路公社は、通行料金に消費税の引き上げを適正に転嫁するため、料金改定の許可権者である国と相談しつつ検討を行ってまいりました。

国は、消費税率引き上げに伴う料金改定の許可においては、現行料金に消費税相当額を加算し、円単位を四捨五入し、10円単位で端数処理した料金とすること、さらに増収が105分の108以内におさまることを確認することとしております。

増収の確認は、平均料金の改定率によって行われます。数式を記載していますが、105分の108から1を差し引いた2.86%以内の改定率におさまることが必要であり、2.86%を超えると、俗に言う便乗値上げに当たります。

次に右側の、消費税引き上げに係る検討をごらんください。松島道路についての、具体的な検討内容です。

表1をごらんください。A欄は、現行の通行料金を示しており、普通車から大型Ⅱの4車種ごとに設定されています。

B欄は、平成24年度の車種ごとの実績から求めた構成比でございます。

次にC欄ですが、A欄とB欄から平均料金を算定します。現行の通行料金の平均料金は、②の190.5円となります。

続きまして、表2をごらんください。

D欄に示す赤字は、表1のA欄に示す現行料金に105分の108を乗じた後、円単位を四捨五入し、10円単位で端数処理した料金になります。

次にE欄ですが、D欄とB欄から平均料金を算定したもので、この結果は③に示すとおり197.9円となります。

赤字の部分をごらんください。②と③から平均料金の改定率を算定すると3.89%となり2.86%を超えることから、道路公社は料金改定を見送ることとしました。

今回、料金改定を見送ったことによる税の負担については、公社の経営にほとんど影響はありません。また、県からの新たな支出は必要ございません。

なお、道路公社は、将来消費税率がさらに引き上げられる際には、今回改定を見送った税率分も含めて検討することとしております。

以上、報告いたします。

○内野幸喜委員長 1回ここで、1から4まで質疑を受けたいと思います。何か質疑はありませんか。ありませんか。

○松岡徹委員 建設産業振興プランで、この前、この間ちょっと議論してきたことで、業界団体との懇談でもちょっと指摘した点なん

ですけど、冊子の22ページの、企業の社会資本の整備、防災、減災対策、老朽化対策を着実に推進できるよというところで、以前、私はこの50年間で2011年から60年までで国交省所管の道路とか港湾とか空港とか190兆円という話をここでしたことがあると思いますけど、最近調べてみたら、いわば建設年度とかなんかを詳しく国交省が調べて、道路とか港湾とか空港とか10分野について、190兆円というのはどちらかといったら大ざっぱだったので、かなりその細かく調べたらしいんですよ。建設年度ごとの施設数とか耐用年数とか、そういうのを調査して試算を出したら、10分野で210兆円になるというわけですね。

それで私は、やはり熊本県で例えば土木部所管でいわば社会資本の老朽化対策とか、そういうのをやっぱり建設産業の将来展望を考えた場合に、毎年きちっと仕事がある、これは民需だけではなくていわば官の部分も含めてね。私は官のほうはそういった形で国交省がやっているように試算ができるはずだと思うんですね。その辺のところを書かれているわけですから、しっかり精査して、そして計画化して展望も示していく、できるだけ予算も確保していくと、積極的にですね。そういうことをちょっと改めて問題提起したいな。以前190兆円と言っておったのが、最近調べてみたら210兆円になっておったので、なぜかなと思って見たら、そういうことでかなり発展しておったので。

それからもう一つは、国の来年度政府予算のいわゆる維持や修繕関係が公共事業全体の予算では4分の1にとどまっていることらしいんですよ。意外と、やっぱり防災減災と言うけど、ダムとかあるいは例えばリニア新幹線、主要道路が一朝何かあったときは代替ルートが必要だということで、新東名とかリニア新幹線とかいろんなやつが盛り込まれていて、肝心のその社会資本の老朽化、維持管理なんかの予算は4分の1にとどまっているん

ですね、国の予算の場合。それから県の場合も、そこら辺もよく研究して留意していただいたらどうかということですね。

これは答弁は要りません。一応意見としてね、せっかくの提案ですから。

それから29ページの、これはちょっと質問ですけど、人材確保。若手技能者の確保・育成の問題で、これも前回の業界団体のときにちょっと問題提起した点だけど、国土交通省が2013年5月10日に出した標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進についてという指示があって、これを受けて日経連も法定福利費を内訳明示した見積書の活用のマニュアルというのを7月13日に出しているわけですけど、このいわゆる標準見積書に基づくその法定福利費の確保策ですけど、これは熊本県としては何か具体的な手だてというか、業界との話し合いとか何かやっておるんですか。

○成富監理課長 日経連におきましては、基本的に日経連は大手企業の集まりなものですから、熊本県はその日経連というのはございませんで建設業協会というのがあるんで、ちょっと建設業協会とのお話は一応お聞きはしているんですけど、なかなかやっぱり大手企業と地場の中小企業では、そこまでまだ踏み込んだ標準見積書で徹底的にやっていくというところまではいっていない状況でございます。

以上でございます。

○松岡徹委員 そうすると熊本県の業界はもう、そこまで認識というかはいってないというか、そこはなかなか難しいというところなんですかね。

○成富監理課長 これを制度的に元請、下請で今の状態で標準見積書で元請、下請がずっとやっていくというのは、まだ専門工事業団

体の方々もまだまだ、その標準見積書についてのちょっとその浸透というか認識が今からと思っておりますんで、一気に難しいんで、今かなり賃金に対する認識が元請さんも下請さんも含めてかなり高まってきておりますんで、社会保険につきましても29年度からはある程度それに入っておかないとだめという話もあるんで、今その状態であるんで、これを制度化するにはもう少し業界と元請、下請を含めてしっかり議論をしてからやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○松岡徹委員 業界ではやっぱり、いろいろこれについては抵抗があったらしいんですね。だけれどもやっぱり実際人材育成、若手技能者の確保とかなんかを考えた場合は、やっぱりこれは必要だということで前に日経連の文書も出たと。法定福利費を確保するというところで仮にやったにしても、もう一つ問題点として出ているのは、逆に今度は労務費とかそっちのほうば減らして総額では同じというふうになったりするものだから、やっぱり課長がおっしゃるように、地方に行けば行くほど、熊本県でも元請段階と二次下請以下はまたもっと違うから、この制度そのものは二次下請とかからやっぱり別立てで労務費なんかと法定福利費は別立てでちゃんと表記して請求もするというような仕組み、そういう体系になっているわけですよね。

やっぱり今の建設産業の人材確保の壁なんかを本当に突破するためには、私はそういう方向で、業界も一皮むけて、この前業界団体にそのことをストレートに言うのもちょっと何だったからそこは言わなかったんですけど、一步一步改革をしていく必要があるんじゃないかとは思いますが、いかがですかね。

○成富監理課長 元請業者の建設業界とか下

請をされる専門工事業なんかとお話をする
と、やはり社会保険を、法定福利費を余り強く
言うると労務費から差し引くみたいな実態が
ありますんで、ここを強引に進めると本末転
倒になっていきますんで、もう少し意識づけ
とか認識をしっかり持って、お互いがしっか
り持ってからやっていかないと本末転倒にな
っていきと思いますんで、そういう考えで私
はいます。

○松岡徹委員 よく前向きに考えてね、本末
転倒にならぬようにどうしていくかですね。

あと1つ、建退共の証紙の添付の問題で、
振興局単位4つぐらい立入調査をするとかあ
りましたよね。その辺のやつは、何かまとめ
たものがあるんですか。

○成富監理課長 済みません、まだそこまで
正式にまとめたものはございません。

○松岡徹委員 今やっている最中なんです
か。

○成富監理課長 そうですね。ちょっとそこ
まで正確にいま把握してませんので、後ほど
御報告します。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。ほか質
疑ありませんか。関連ですか。

○池田和貴委員 関連じゃなかですか、先
生。じゃない。じゃ、よかですかね、済みま
せん。

2件あって、1点は報告事項2で賃金実態
調査の結果について御説明いただきました。
これは今年度の当初予算での実態調査だっ
たんですけど、先議のときにお話があったよ
うに、国のほうの賃金がたしか上乘せされた
とか、物価スライドもやるということにな
りましたんで、この平成25年度でこういう実

態調査をされましたけど、その後またこの2
月の決定を受けてまたこういうことをやるお
考えはあるかどうかですね。実際に私たち議
会として、閉会中の委員会で業界団体の方が
来られて、そこら話かなり聞いてきました。
それを受けて現実がそれに合ってきたわけ
ですから、実際この2月の改定を受けてどうだ
ったかというのは、やっぱり調べておく必要
があるんじゃないかなというふうに思います
ので、ちょっと検討していただければと思
うんですがね。

○成富監理課長 御意見を受けて、検討さ
せていただきたいと思います。

○池田和貴委員 委員長もう1点。済みま
せん、今度は報告事項4なんですけど、熊本
県道路公社が管理する有料道路の通行料金に
ついて、これはわかりました。

上がってなくてほっとしていたんですけど、
私、回数券ですね。100回券をいつも買
って使っているもんですから、今回この料
金は上がらなかったんで安心しているんです
けど、上がった場合はこの古い料金はいつ
までこれいいんですかね、回数券は。

○手島道路整備課長 取り扱いについて決
めているわけではないんですけど、基本的な
考え方は、やはり変わった時点からは新し
い料金になるというのが基本的な考え方
みたいなんです。これについては特に、10
回ぐらいならいいんですけど100回券とい
うとかなり時間ありますので、その旨ち
よっと道路公社には伝えて、経過措置
なり何なりはできないものかというの
は検討はさせたいと思います。基本的
には、その時点で1回払い戻しして次
になるというイメージを持っていただ
いてほしいとは思っております。現状
ではですね。

○池田和貴委員 わかりました。今後、次が

法律上は10%上がることは1年半後という決定がされていますので、これが実際やるかどうかは別にして、次になったときにもし価格が上がるときには、一般の人の広報に対して、その回数券の取り扱いとかそういったのも価格だけではなくちゃんとやるようにこれはお願いしておきたいと思います。

○手島道路整備課長 ちなみに、議会の議決をいただかないかぬもので、それから広報活動もしなければならないもので、かなり前から議会にはかけさせていただいて広報したいと思っておりますので、直接は関係ないですけど、一応報告させていただきます。

○池田和貴委員 はい、わかりました。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

○佐藤雅司委員 済みません。アクションプランの中の2ページの中の一番左の下、新規なんですけど、災害に対応できる重機等の保有に関する支援の「検討」を消して「実施」というふうになっております。先般、私もその質問をさせていただきましたが、どういうイメージを想定していらっしゃるのか、ちょっと具体的に聞いておきたいと思います。

○成富監理課長 お待たせしまして、済みません。

これ国のほうで、建設業振興基金のほうで今やられているんですけど、国のほうが今度の経済対策で災害対応、東北の大震災を受けて災害対応が非常に大事だということで、建設機械に対して国のほうが経済対策で利子補給を1年間3分の2見られるようになっていきます。

○佐藤雅司委員 国費で。

○成富監理課長 それに対していろいろな、ショベル掘削機とかブルドーザーとかいろいろ業者さん買われるときに、その買ったお金の利子の3分の2を補給する制度がございます。国が建設業振興基金でやっておられるんですけども、それに対して県としましては、今予算に計上させていただいておりますけども、その残りの3分の1を県のほうで上乗せで補助したいという今仕組みを考えております。

以上でございます。

○佐藤雅司委員 御承知のとおり、今建設産業は縮みに縮んでしまっているということの中で、上のランクにも余り行きたくないような風潮があるし、そうした建設機械を持ちたいとも余り思っていないし、リースで何とかあるいは下請にというような風潮の中で、実際にこの事業をやられたときに何か打診をしてみられたとか、買いたいというふうな、あるいは保有したいと、具体的に自分で持ちたいというような話が、どうでしょうかね、その辺は。

○成富監理課長 建設業協会の各支部といろいろこの話をずうっとしてきました。特段余り意見はなくて、今まで県は基本的にスリム化せろという方向を変えるのかという話がまず一つ言われました。ただ、やはりいろいろ東北大震災、熊本広域大水害を見ると、やっぱりある程度最低でも災害のときに機器がなかったら復旧ができないということで、御理解をいただいて、ちょっと利用されるかどうかわかりませんが、私どもが毎年経営事項審査をしている中で、建設機械を買っておられるところは確かにあります。そういうものを見込んで、今見込みですけども大体年間100台ぐらいで、大体そんな状態で実態を把握していますので、これを利用されるかどうか

わかりませんが、一応そういうことで今試算をしております。

以上でございます。

○佐藤雅司委員 いつも言いますように、災害はどこで起こるか全くわかりません。今回は雪の害もそれから前の災害も、阿蘇地域で大きな災害があったということで、助けに行くのは誰かと。昔は道路は砂利道路でしたから結構、振興局にも県事務所にもブレードあったんですけども、今一切ないということの中で、どこがその力仕事をしていくか、やっぱり建設産業しかないわけですね。そういった災害にも、やっぱりここに書いてあるようなことを実際に担っていただくということで、いわゆる土木事務所からいきなり建設業にぱっと行けば、さっと動いてくれる、そして人が助かる、あるいは道がすぐ開く、こういったことを常日ごろからやっぱり想定の中で考えていく必要がある。だからこそ建設産業の一定の予算の確保をしていかなければならぬというのが私の持論ですが、ぜひそういう意味からも配置を、地区ごとに公平にやっぱり検討していただくように、いわゆる具体的な実施に向かってやっていただきますように、お願いしておきたいと思っております。

以上です。

○内野幸喜委員長 済みません、今のこの実施ですね、これ新たな保有ですか、今保有の分も対象になるわけですか。どちらですか。

○成富監理課長 新たな保有分からは、はい。

○内野幸喜委員長 新たな保有分からは、はい、わかりました。

ほかに質疑はありませんか。

なければ引き続き、その他報告事項5の説明をお願いします。

○増田道路保全課長 道路保全課でございます。

報告事項5、一般国道445号道路管理瑕疵事故に係る裁判について報告します。

平成22年11月30日に提訴されました損害賠償請求事件について、平成26年1月31日に熊本地方裁判所の判決がございました。

判決内容は、道路管理者の県に対して原告の過失との相殺により、損害額等の約2割に当たる約1,464万円の支払いを命じるものでした。

なお、この判決に対しては、控訴しても新たな証拠や事実を提示できる見込みがないことから、控訴しませんでした。

また、原告からの控訴もなかったことから、2月19日をもって判決は確定しました。

1の事件の概要ですが、原告は合志市在住の男性と、その男性に保険金を支払った損害保険会社の2名です。

平成18年10月8日、八代市泉町の国道445号の路面に、深さ約13センチメートルのくぼみがあった箇所において、原告がバイクでツーリング中に転倒し、ガード鋼線支柱部分に衝突し、脳挫傷、頭蓋骨骨折等を負った事故でした。

提訴理由及び請求内容につきましては、道路の管理に瑕疵があり、道路管理者の県に弁護士費用を含む約7,000万円の支払いを求めたものでした。

次に2の判決等でございますが、(2)に主な判決理由を記載しておりますが、簡潔に申しますと道路の管理に瑕疵があった、路面のくぼみが事故発生の原因である、ただし、くぼみ通過後の操縦方法が適切でなかったことが事故発生にかなりの程度寄与しており、原告に8割の過失があり、損害のうち8割を減額するのが相当であるというものでした。

なお、賠償金については、事故発生当時に県が道路賠償責任保険契約を締結していた損害保険会社から、原告に対し2月27日に支払

い済みでございまして、本件はすべて完結いたしました。

以上でございます。

○村上河川開発室長 河川課でございます。

報告事項6をお願いいたします。

瀬戸石発電所の水利使用許可更新に係る知事意見などについてでございます。

1の、水利使用許可の更新手続に、今回の手続の流れを図示しております。

まず、電源開発から昨年12月3日に、許可権者である国土交通省に対して申請書が提出され、本年1月17日付で国から県に対して意見照会がありました。

これを受け、県では全庁的な検討を行い、本年2月12日に意見を回答しました。そして国交省は、同日付で許可をしております。

2の、国から知事への意見照会についてにありますように、国土交通省の照会は許可したいので、河川法第36条第1項の規定により貴職の意見を求めますという内容でありました。

これに対し、知事意見につきましては全庁的に検討を行った結果、県の施策との明らかな不整合がなかったことから、4点の附帯意見をつけて「支障なし」と回答しております。

この4点の附帯意見は、本件に関して県に届けられたさまざまな県民の御意見に加え、これまで川辺川ダム白紙撤回や荒瀬ダム撤去にかかわってきた経験を踏まえたもので、環境、水産、農業振興、治水対策、地域とのコミュニケーションの4点です。

この附帯意見は、瀬戸石ダム設置者である電源開発に要請するものであり、電源開発にはこの附帯意見を真摯に受けとめ、できる限り迅速かつ的確な対応を講じていただきたいと思います。また、国土交通省には水利使用の許可権者として今回の附帯意見が確実に実施されるよう必要な指導・監督をお願いした

いと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○平井住宅課長 住宅課でございます。

報告事項8をお願いいたします。

熊本県住宅供給公社の解散について、御報告させていただきます。

2月27日に行われました本会議代表質問において、熊本県住宅供給公社は3年後を目途に解散したいとの公表を行いました。その経緯等を御報告します。

まず1の、設立の目的ですが、熊本県住宅供給公社は昭和40年12月に、勤労者に居住環境の良好な住宅及び宅地を供給することを目的としまして、地方住宅供給公社法に基づき県の100%の出資により設立いたしました。

次に2の解散の経緯ですが、これまで主に分譲事業や賃貸住宅事業を行ってまいりましたが、分譲事業は平成26年度までに終える見込みであり、賃貸住宅事業も民間事業者で行えるようになってきていることから、公社の設立目的や役割をほぼ達成したと判断し、解散することといたしました。

次に3の、解散に向けた今後の対応ですが、賃貸住宅の入居者に対する説明や現在行っている事業の継承など、公社の資産の処分や事業の整理を行ってまいります。

なお、今後の手続としましては、議会の議決をいただいた後、国土交通大臣の認可を受けて解散し、清算法人に移行する予定としております。

また、今後県内市町村などから地域の開発などについての御要望があった場合には、庁内関係課が連携して対応していくこととしております。

なお、裏面に住宅供給公社の現状を、参考までに記しております。

住宅課は、以上でございます。

○内野幸喜委員長 以上で、報告5、6、8

が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○松岡徹委員 瀬戸石ダムについては、前回の先議のときはかなり議論したので、一応その重なる部分は除きまして、関連して、いわゆる附帯意見を出したと、それで回答したということだけど、これに基づいてその後、電源開発に対する働きかけというかな、具体的な要請はしたわけでしょう、文書を送ったかどうかね。それは、国交省に対しては河川管理者としてちゃんとしてくれというようなことなんだけど、その附帯意見の実効を図るために具体的な働きかけを、何かその後やりましたか。

○村上河川開発室長 瀬戸石ダムに関しましては、県から電源開発に対して直接何かをしたということは、意見を出してからはありません。しかし、国のほうは電源開発を直接呼んで意見というか、意見を伝えたというか、指導しているということをお伺いしております。

○松岡徹委員 この問題については前回意見を述べたように、大きな問題点があって、私自身としては極めて容認できない中身なんですけど、しかし、そういう中で4点の附帯意見を示しているわけだから、まあ一応申し上げたというだけじゃなくて、事業者と河川管理者に対して、それがやっぱりきちっと、知事が言うように20年後に問われるというだけじゃなくて、やっぱり毎年毎年一つ一つの具体的な課題にかかわることだから、きちっとした働きかけをね、やり方はどういうやり方がいいのかよく考えていただいてやっていくようにしたほうがいいんじゃないかと思えますし、そのことを求めたいと思えますけど、いかがですか。

○村上河川開発室長 先生の見意見をいただきましたので、機会をとらえて何らかの形でやっいてこうと思っております。

○松岡徹委員 報告8号の住宅供給公社の問題ですけど、これは設立の目的からして、現在のいわば国民の住宅事情といいますか、との関係で知事もああいう答弁をされたけど非常に納得いかぬ点があるんですけどね。例えば今、何ちゅうか、住宅住まいの貧困化というか、社会問題に今なっていると言えるんじゃないかと思うんですね。例えば、ホームレスの問題はずっと継続しているし、ネットカフェ難民とか、追い出し屋という言葉が生まれてくるとか、脱法ハウスですね貧困ビジネス。まさにその何か住宅をめぐる、いわゆる勤労者の住宅環境、居住環境が非常に良好な状態になっているというふうに言えるのか、とりわけ低所得者層の場合ですね。それから低所得者じゃなくて、もう少し角度を変えて見ると、住宅ローン問題でも、いわば可処分所得に占めるその割合というのが1989年は10.9%だったのが、2009年では17.1%に、いわゆる住宅ローンの比重が非常に高くなって、やっぱり勤労者の生活を圧迫しているわけですね。賃貸の場合はどうかというと、やっぱり賃貸の場合も同年比でいくと9.6%だったのが15.1%にやっぱり可処分所得比では高くなっているわけですよ。ですから、私はまさにこれからこそ公営住宅法に立った住宅政策のやっぱ充実というかな、あるいはもっと言えば持ち家中心の国が進めていわゆる住宅政策の転換というか、そういうのが必要じゃないかと思うし、公社の解散なんか言語道断というふうに思うんですけど、意見は一致しないかと思えますけど、一応課長いかがですか。

○平井住宅課長 住宅につきましては、御承知のように既に世帯数を住宅戸数が大きく上

回っておりまして、今は新しくつくる住宅よりも既存の住宅、空き家をどんなふうを活用していくかというのが政策の中心になっているというふうに思っております。

公社につきましても、住宅分譲、土地分譲を進めてまいりましたが、これはもう既に民間で行える、これは県の行財政基本方針に従ってこういった検討を進めた結果でございまして、やはり民間が行えるものについては県の趣旨なども整理をしていくという方向であろうかと思っております。

今、入居者の方がなかなか入れないという状況は、住宅の需要よりも、むしろ入居者の方の経済状況のほうが大きいのではないかなというふうに認識しております。

○松岡徹委員 いろんな問題がありますけど、一言で言うとやっぱり住宅に対する公共の関与、これはますますもっと高めなければいかぬ。やり方はいろいろあると思うんですよ。そこら辺のところでは私はこの問題は再検討をしたほうが良いという意見だけは申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○城下広作委員 ちょっと住宅のことで、私は角度が違うもので質問したいと思えます。

今、県営住宅の申し込みは年に2回なんです。年に2回で誰か抽選で当たると、半年間その権限があるんですよ。半年あって、例えば自分は2カ月ぐらいで入りたくない、もう入らないと決めたらそのまま、半年誰か次入りますよね。誰かが、次の順番が入るんですね。すると、この申し込みのもう少しスムーズにするために回数をふやすということは、これはできないのかなと思って。2回ではなくて、例えば3回とか何かその部分でや

る申し込みの分をふやしたほうが、あげばすぐに入れかえてまた何か入るといふ形にこれはなるんですかね。それと今の補充で随時やっても全然変わらないから問題ないのか、変わる可能性があるのかちょっとどうなんですかね。

○平井住宅課長 今現在でも実際応募いただいて抽選番号が決まりますけど、半年間の間でやはり入られる方がそのうちの2割とか、ですから5倍ということをお願いしておりますけど、ですから今の2回でもやはりその入りたい方は順次入っていきける状況じゃないかなというふうに思っております。

一つは、それと半年間でございますから結構やっぱり入居事務関係も大変なところがございまして、そういった事務的なこともございまして、今年2回というやり方でも順次あき領域に入れていって、それでも入れない方のほうが多いという状況でございますので、入居者の方の需要にはできるだけ、今の状態でも対応できているんじゃないかなというふうに思っております。

○城下広作委員 ちょっと勘違いしているのかな。市なんかはやっぱりどこかがあいたのを伺って、半年間待たないかぬから、その間は結局入れないで、そのままあいている状況が長くあるところもあるというところもあつたらしいんですよ。だから、ちょっとその辺も考えようかというのをちらって聞いたもんだからですね。県のほうには必ず申し込んで、次の順番を待っているから全然間には回数をふやさなくても、その待ってる人間で十二分に足りるということですかね。

○平井住宅課長 今委員がおっしゃったように、半年間空き家をためておいて一斉にどんと抽選をして入れるというやり方、前の県営住宅はしてございましたが、そうしますと空き

家の期間が長くなると。半年の間、初めのころあいたものはずうっとあいたままということになります。今は基本的には常時入っておられると。で、自分の希望する団地を抽選番号を、入居の順番を抽選で決めまして、その順番が来た方から順次入れていくということですから、できるだけ空き住居をつくらないというのが今のやり方になっておりまして、それでそういう活用もきちんとできていっている、半年まとめてやるというよりも今のやり方のほうがいいのではないかなというふうに思っております。

○城下広作委員 わかりました。

○内野幸喜委員長 はい。ほか質疑ありませんか。

○佐藤雅司委員 済みません。単純なことなのですが、住宅供給公社の解散について。議会の議決を得てということですが、これは報告なんです、これは条例で解散ということにならないですか。今回の付託議案とは違うんですか。いきなりですか。

○平井住宅課長 この議会の議決と申しておりますのは、答弁の中で3年後を目途にというふうに申し上げておりまして、実際に議会で議決の御承認をいただくのは、例えば29年の3月に解散ということになりますと、例えば28年の12月議会で議案として提出させていただいて御承認いただくということになります。

○佐藤雅司委員 議案じゃなかわけですたいな。

○平井住宅課長 これは報告でございます。今回の代表質問で御質問いただいたことに対しましては、今後の方針を知事答弁でお答え

したということでございます。

○佐藤雅司委員 はい。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○堤泰宏委員 ついでに住宅供給公社。剰余金がかなりありますね、29億ですか。えらい財産を持っておらすなと思って。まあ、それはよかですけど。

そうすると、これは上のほうからですたい、賃貸住宅事業3団地138戸、これは公社が所有しておる分ですたいね。

○平井住宅課長 これは公社が所有して賃貸している住宅でございます。

○堤泰宏委員 保有分ですね。

○平井住宅課長 はい。

○堤泰宏委員 そうすると今度は県営住宅、これは県が所有して公社が管理をしておる分ですね。これは何室ぐらいあるんですか、部屋。

○平井住宅課長 指定管理になっておりまして、県営住宅で全部で8,530戸の指定管理者になっております。

○堤泰宏委員 8,500ですね。そうすると都市再生機構住宅棟、これは何戸ぐらいありますか。

○平井住宅課長 これは632戸でございます。

○堤泰宏委員 632戸ですね。すると、だんだん姿が出てくるわいな、これは。かなり、やっぱり管理しておりなさるですもんね。そうすると賃貸施設の中のこの公社ビルという

のは、それは今おんなるところの建物のこと。

○平井住宅課長 西門のところにございます、公社が入っているビルでございます。

○堤泰宏委員 1つ。

○平井住宅課長 はい。

○堤泰宏委員 そうすると、今度は駐車場というのは、どこか持っておりなさるわけですか。

○平井住宅課長 手元に資料がございませんですけど、かなりの数、市内のあちこちに公社が所有して貸している土地がございます。

○堤泰宏委員 ということは、これはやっぱり、これを公社が解散するまでに、例えば県の所有の8,530戸をどうするかとか、それから都市再生の632戸をどうするかとか、かなりこれは手間がかかりますよね。それは、まだ白紙の状態ですよ。

○平井住宅課長 この3番目の住宅管理委託事業、県営住宅の指定管理者につきましては、今24年から26年までの3年間の受託期間になっております。27年度から次の指定管理者に移りますが、もう既に、例えば熊本市あたりは民間がやっておりますし、県営住宅もこの公社が指定管理者に手を挙げないということになっておりますけども、民間のほうでやるというふうに見込んでおります。

それからこの都市再生機構の住宅、これにつきましてはもうこの26年から新しい管理者ということになります。これは指定管理者じゃなくて管理業務を委託しているということになりますけども、これについても一応、今回もう公社は手がけておりませんで、もう民間の

ほうがやるということになっておりまして、この受託事業につきましては、それぞれ民間がやっていくということの見通しが立っております。

○堤泰宏委員 じゃ、もう簡単に手を引きゃあ、おたくがやってくれるという感じだな、勝手にやってくれと、そういう感じですよ。

○平井住宅課長 そうでございます。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

じゃ、私から1点ちょっと、手島道路整備課長。

この間の沿岸道路の3ルートという、ちょっと出てましたけども、今具体的にどういいう話になっているかというのをちょっと。

○手島道路整備課長 新聞に出ましたデータにつきましては、社会資本整備の委員会がございます、その道路部会の九州の会合があったということで、その中でルート案が3つ示されて、ルート案とともに、その前に意見聴取をしまして、その意見聴取がどんな意見が出たというようなことを、その場で報告されたと。

今後はそのルート提示に対してのまた意見をもらうというような形で、その後、再度委員会が開かれるというふうにお聞きしております。

○内野幸喜委員長 若干高く感じたんですけどね、この間の概算でこれぐらいかかるだろうという。どうですかね、あんなもんですかね。

○手島道路整備課長 かなり地盤がやはり悪いということで、地盤改良が必要であったりとか、例えばくいを打つのであれば、くいが深かったりとか、そういうことがあるのである値段になったのじゃないかと考えておるところでございます。

○内野幸喜委員長 わかりました。ほか何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 なければひとつ私から。

実は今回この土木部の課長以上の方で、6名の方が退職されるんですね、6名の方が。

今、土木行政も非常に難しい中にあると思います。先日も団体の方とか来て、その中で今の県庁の技術職の若手職員はという話もありました。

そこで、今回退職される方々、30年から40年近くこの県行政、土木行政に携わってこられたばかりの方なので、ぜひこれからの県庁マンに、特に土木技術の職員に対して、こうあってほしいとか、そういったことを一人ずつ、一言ずつでもお話を聞かせていただければと思いますので。

まずは船原土木部長から。

○船原土木部長 まず発言の機会を。

私は、県庁にお世話になりました37年間ということで、あつと言う間だったような気がしております。

部長を拝命いたしまして早々に、熊本広域大水害が発生いたしました。県議会ではその災害対応ということで、必要な予算の確保については全面的な支援をいただきました。本当にありがとうございます。

多くの皆様に支えていただきまして、道半ばではありますが、その復興・復旧も着実に進んでいるものと思っております。

また、平成24年度の末には、大型補正も打

たれました。また本年も国の経済対策にあわせて93億円という補正を組んでいただきました。これらの予算、十分な手当てをいただいたということで、これも県議会を初め多くの皆様に御支援・御理解をいただきながら、チーム熊本として取り組んだ成果であろうというふうに感じております。内野委員長を初め建設常任委員会の委員の皆様には、改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

一方で、事故繰り返しの発生とともに、入札不調でありますとか想定外のことも起きております。これらの出来事から建設産業界が直面をしている課題も見えてまいりました。この課題の中でも、次世代を担う人材の確保・育成というのが非常に大きな課題であるというふうに感じておりますし、またこのことは我々の土木部の若手職員の確保また育成というのに全く通じているものであろうというふうに感じております。

その中でも、中・長期的な予算の、公共事業予算の確保でありますとか多くの課題、難題を残して私も含め県庁を去ることになりますが、残った後輩職員はそれらの課題にしっかりと取り組んで一つ一つ解消していってくれるものと期待をしております。

建設常任委員会の委員の皆様には、本県の土木さらには建築行政の推進に関しまして叱咤激励・御支援をいただければというふうに思っております。ますます皆様の今後の御活躍・御健勝を祈念いたしまして、簡単ではありますがありがとうございます。

○生田建築住宅局長 私は36年間、県庁にお世話になりました。

今、工事関係につきましては、もう部長から話されたとおり、建築工事関係についても同じような課題が残っておると思っております。また引き続き、議員の皆様方の御指導を

お願いしたいというふうにあります。

ただ、建築につきましては平成10年の法改正で建築確認が民間に開放されまして、現在、県の所管分でいきますと4分の1ぐらいしか県のほうでは審査しておりません。民間が審査した分も概略の審査は行政に回ってくるわけですが、そういう状況で、若い職員の日ごろの業務の中でのOJTといえますか、力のつけ方がなかなか難しくなっているというふうに考えております。それについては、日ごろから機会を見つけまして若手職員に対しては話をしておりますし、研修等にも積極的に取り組んでおるところでございます。優秀な職員が入っていると思いますので、それぞれが自覚を持って取り組んでいただければいいのではないかなというふうに思っております。

この委員会には、都合6年間お世話になりました。4月からは県庁近辺でうろうろしているかもしれません、顔を合わせたときにはまたお声をおかけいただければと思います。

大変お世話になりました。

○増田道路保全課長 私は36年間、県にお世話になりました。現場それから本庁、大体半々ぐらい経験させていただいて、その中で県議の先生方からは叱咤激励もございましたし、指導・助言あたりもいただいて育てていただいたのかなと、感謝の気持ちを持っております。

現在の土木の若手の職員につきましては、我々が若いときと比べまして、非常に人員削減ということで大変な時代の中で一生懸命仕事をやっている。非常に研究熱心な人も多くて、私も大分助けられたりしてもらっています。若手の方にはそういう忙しい中、今後また、我々は課題を残したまま今月いっぱい退職するんですけども、健康には十分気をつけて、それは肉体も精神もですけども頑張っていたいただきたいと願っております。

最後になりましたけど、先生方にはいろいろお世話になりました。ありがとうございました。

○西田土木技術管理課長 今振り返ってみますと、県庁生活はあつと言う間だったというふうな気がいたします。

私の場合は、さまざまな県のプロジェクトに参画させていただきました。新人のころは、県で初めてとなる流域下水道の立ち上げ、それから中堅のときは第2回熊本国体の開催に向けた国体道路のルート決定あるいは進捗管理ということに携わりました。その中で、このままじゃ国体に間に合わぬばい、そういうふうな皆様方と激しい議論を取り交わしたというふうなことも、今となっては懐かしい思い出でございます。

それから最近では、連続立体交差事業のほうに従事いたしまして、ちょうどそれが新幹線の工程と連続事業の工程が複雑に絡み合うもんですから、まずは新幹線に間に合わせるということが第一ということで、そのようなスケジュール管理に非常に意を用いたというふうな苦勞をした記憶があります。

いずれにしても、今になって思うのは、私どもいわゆる形になるもの、見えるものを残していける、そういうことが土木部の技術職員の一つの特権かなというふうに思っております。先ほど委員長のほうから、若手に何かということの話がありましたけども、そのような喜びというのを残された限られた時間ですけれども、若手の皆様方にぜひ伝えていきたいというふうに思っております。

皆様方には都合5年間、建設委員会でお世話になりましたけども、心からお礼申し上げます御挨拶いたします。本当にお世話になりました。

○軸丸下水環境課長 大変お世話になりました。

私、昭和52年の入庁で37年勤めさせていただきました。最初が下水道の仕事で、最後まで下水道の仕事。当時、下水道の普及率8%程度だったと思います。今は浄化槽、集排事業を合わせますと82%を超えています。この間の社会資本の整備、やっぱりすごい数値としてあらわれているのかなというふうに思っております。

若手の技術者の話、私ども初めのうちは、やはり建設業の監督さんと一緒に——道路のセンターと一緒に見たりとか、そういう作業をやってきました。

先ほどの委員長のお話の中で、現在の若手職員の技術力がというお話がございましたけれども、今、私どもの業務を取り巻く技術というのは、やはりそれぞれ複雑化してきて、それぞれ専門化してきています。そういう中で私たちの公務員としての技術職員がどういう技術者であるべきなのか、どういう技術を身につけるべきなのかというのは、やはり少し昔とは違ってきているように思います。いわゆる測量できる、あるいは構造計算ができるということが必ずしも今私どもに求められる技術ではないというふうに思います。技術というのは、やはり科学技術の成果を社会のために役立てることだ、そういう認識のもとで、私たちの役割の中で何ができるのか。それは、やはり一番大きいのはプロジェクトのマネジメントです。そういう視点で若手の人たちが育ってきてくれば、建設業の方々から技術力がないと言われないようにしていただければと思います。

本当に先生方お世話になりました。ありがとうございました。

○坂口建築課長 私も3月をもちまして、36年間でございますが、県の職員をやめることになりました。これまで委員各位におかれましては、温かい御助言・御指導をいただき、建築行政を支援していただきましたことに対

しまして、深く感謝申し上げます。

3年前の東日本大震災それから一昨年の熊本広域大水害が不幸にして発生いたしました。建築の分野でもわずかではございますが、被災者の皆様の御支援に我々も携わることができたということは、我々の経験の中でも一生忘れることはないと思っております。

今後とも熊本県がますます発展するよう、またやめましてから一県民としまして一生懸命協力していきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

長い間本当にありがとうございました。

○内野幸喜委員長 ありがとうございます。

これについて質疑は……。非常にいい話を聞かせていただいたと思います。ぜひ後ろで聞かれている若手の方も、先輩方一生懸命頑張ってくれた後を継いでまた頑張っていたいただければと思います。

それでは、これをもちまして第10回建設常任委員会を閉会します。

午後1時52分閉会

○内野幸喜委員長 本年度最後の委員会でありまして、一言御挨拶を申し上げます。

船原土木部長を初め執行部の皆様方、そして杉浦副委員長を初め委員の皆様方には、この1年間委員会の運営に大変な御協力をいただきまして、ありがとうございました。

ことは本当、初めての試みで閉会中の委員会の開催、また各種団体の方、建設、産業団体連合会の方々との委員会ということもやりました。こういうことも非常にこれからの土木、建築行政にとっては非常にいいことだったなと思っております。まだ手探りの状態の委員会1年だったかもしれませんが、これがまた来年度以降さらにいい方向に行くんじゃないかなと思っております。

本当に、先ほどそれぞれ御挨拶をいただき

ました。退職される方、中には挨拶されなくてここで御退職される方もいらっしゃるかと思いますが、これまでの経験を今後とも県勢発展のために御協力をいただければ、これほどうれしいことはありません。また次のステージでぜひ頑張っていただければと思います。

この1年間、本当にお世話になりました。
(拍手)

○杉浦康治副委員長 それでは一言御挨拶させていただきます。

図らずも2年間、この委員会に籍を置かせていただきました。内野委員長のほうには大変お世話になりました。また各委員の方には本当に助けていただきまして、この場をおかりしまして御礼を申し上げたいというふうに思います。

さらに加えて、執行部の皆様方には本当にいろいろと勉強させていただいたというような思いでいっぱいでございます。改めて御礼を申し上げたいというふうに思います。

ちょっと気になるのは、発注ルールの変更がこれからどうなるのかなとか、多分現場からは工期延長の話が出てくるんだろうとか、いろいろ気になることがございますので、ぜひぜひまた忘れずに、ちよくちよくお邪魔させていただくようなことになるかなというふうに思います。

今後ともまた変わらず御指導いただきますことをお願い申し上げまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○内野幸喜委員長 それでは、これで第10回建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時54分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長